

水産分野におけるデータ利活用 ガイドライン（案）

水産分野におけるデータ利活用ガイドライン

目次（案）

第 1. 総論	- 5 -
1. 水産分野でのデータ利活用の意義（スマート水産業推進のために）	- 5 -
(1) 水産分野におけるデータ活用の意義	- 5 -
(2) 水産分野におけるデータ利活用の例	- 2 -
2. 利活用促進のための利用ルールの必要性（生産者が安心してデータ提供するため に）	- 6 -
(1) 分野共通の観点からのデータ活用の取決めの必要性	- 6 -
(2) 水産分野におけるデータの取決めの必要性	- 7 -
3. 本ガイドラインで対象とするデータ、利用場面	- 8 -
(1) 本ガイドラインが対象とするデータ	- 8 -
(2) データの利用場面	- 12 -
(3) ガイドラインの想定利用者	- 14 -
(4) 他のガイドラインとの適用関係	- 14 -
第 2. 水産分野のデータ提供関係における基本的事項	- 16 -
1. データ利用関係に基づく取決めの目的	- 16 -
(1) データの利用関係の取決めの現状	- 16 -
(2) 取決めの具体例・取扱いデータ	- 16 -
2. データ提供関係における当事者関係の整理	- 19 -
(1) データ提供関係における当事者	- 19 -
(2) 当事者の概要	- 20 -
3. 当事者と提供データの流れの整理	- 21 -
4. 各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点	- 24 -
(1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出	- 24 -
(2) 民間事業者への委託のための提供	- 26 -
(3) 提供先での独自利用のための提供	- 27 -
(4) 提供先での独自利用のための提供（再提供）	- 31 -
(5) 漁業者からの独自提供	- 31 -
第 3. 水産分野におけるデータ利用関係の特徴	- 32 -
1. 水産分野におけるデータの特徴	- 32 -
(1) 漁業に係るノウハウの多くが法律上権利化されていない	- 32 -

(2)	漁業者の多くが個人であるため、活用されるデータの内容や状況によって は、個人情報や個人事業主としてのデータとして取り扱う場合がある。.....	- 33 -
(3)	漁業協同組合を経由してデータ提供がなされるケースが多い.....	- 33 -
(4)	漁業者・漁協にクローズドな利用関係が多い.....	- 33 -
(5)	漁業政策上用いられるデータの要請が大きい.....	- 34 -
2.	水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針.....	- 34 -
(1)	水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール.....	- 34 -
(2)	他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール.....	- 40 -
第 4.	データ利活用に関するモデル契約書におけるポイント.....	- 42 -
1.	モデル契約書の提示方針.....	- 42 -
(1)	モデル契約書のポイントの提示方針.....	- 42 -
(2)	タームシートの添付.....	- 42 -
2.	生産者等が提供するデータの利活用場面におけるモデル契約.....	- 44 -
(1)	生産者等が締結するデータ提供に係る契約.....	- 44 -
3.	モデル契約ひな型.....	- 55 -
(1)	データ等提供契約.....	- 55 -

第1. 総論

1. 水産分野でのデータ利活用の意義（スマート水産業¹推進のために）

本章の概要

- 本章ではスマート水産業の意義と、これを実現する上でのデータの利活用に関する取決めの重要性について述べている。
- 生産者等が提供するデータは、産業の持続的な成長や漁業者の活動支援に資するスマート水産業において重要であるが、データの法律上の取扱いについては取決め（契約など）を行うことが当事者にとって重要である。
- データを利活用する例としては、生産者等から提供される操業に関するデータを活用したサービスや、漁場に関するデータを活用したサービスのほか、海況情報など外部の情報を活用して、漁業を支援するためのサービスなどが提供されている。これらにより、漁業者の作業効率化、資源に配慮した漁業の実現を図ることが期待される。

（1）水産分野におけるデータ活用の意義

現在、水産分野では ICT 等の先端技術の活用により、水産資源の持続的利用と産業としての持続的成長の両立を実現する次世代の水産業である「スマート水産業」への取組が推進されているところである。すなわち、「スマート水産業」では、ICT や AI 等の先端技術の水産業に活用することにより、水産業の効率化・高度化を図るほか、競争力のある水産業を実現するとともに、将来の担い手確保に貢献することも期待されている。

具体的には、生産段階から流通に至る過程で生じるデータを活用し、また ICT 等を高度に駆使することにより、例えば、

- 漁場形成・漁海況予測や漁場探索の高度化による操業の効率化
 - ロボット等の導入による操業の自動化・効率化
 - 水産資源や漁場環境の的確な把握による高度な資源評価・管理等
- の実現が期待されている。

このようなスマート水産業において中核をなすのは、生産や流通において生じるデータである。データを高度に活用することにより、例えばこれまで勘に頼ってきた操業から、再現性の高い操業やデータに基づく予測を利用した操業の実現を図ることが可能と

¹ 水産庁において実施された「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」のとりまとめ報告書では、スマート水産業について、「ICT、IoT 等の先端技術の活用により、水産資源の持続的利用と水産業の産業としての持続的成長の両立を実現する次世代の水産業」と定義する。

なる。またデータを用いて AI や各種技術を利用することにより、漁業者にとって作業負担軽減をはじめとする業務の効率化や、担い手育成などにも寄与することが期待される。

そこで、スマート水産業を推進し、水産業を成長産業化していくためには、データを取得した当事者だけでなく、データを評価・分析する水産試験研究機関やデータを用いて操業に役立つ新しいサービスや機器類を開発・提供する民間企業等他の利害関係者にも提供できるようにすることで、データの有効活用を図っていくことが重要と考えられる。

【コラム】「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」

スマート水産業は我が国の水産業が抱える以下の課題に、ICT・IoT 技術を活用して応えることが期待されている。

- 漁業・養殖業や水産加工業に従事する労働者の減少・高齢化の進行
- 海洋環境の変動等の影響から資源量が減少する等による漁業生産量の減少

このスマート水産業を社会実装する方策を検討するために、「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」が設けられた（令和元年度）。「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」が取りまとめた報告書²では、以下の 3 つの社会実装の方向性が示されている。

- 漁業・養殖業の生産活動のデジタル化に向けて
- 水産バリューチェーン産地の構築に向けて
- 水産業データ連携基盤の活用に向けて

同とりまとめでは、これらを実現するための課題として

- ・ 現場の生産者等が積極的にスマート水産業に取り組みたくなるような成功事例の創出・拡大
- ・ データ利活用の推進に向けたデータポリシーの確立、データの標準化
- ・ 将来に渡ってスマート水産業が自主的・自立的に取り組まれていくための人材育成・啓発普及

などが示されており、本ガイドラインは「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」の検討を踏まえて、水産業にかかわるデータ利活用を推進することが、策定の背景となっている。

(2) 水産分野におけるデータ利活用の例

漁業を支援するために、データの利活用したサービス等の例を以下に示す。

² <https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/study/attach/pdf/smartkenkyu-19.pdf>

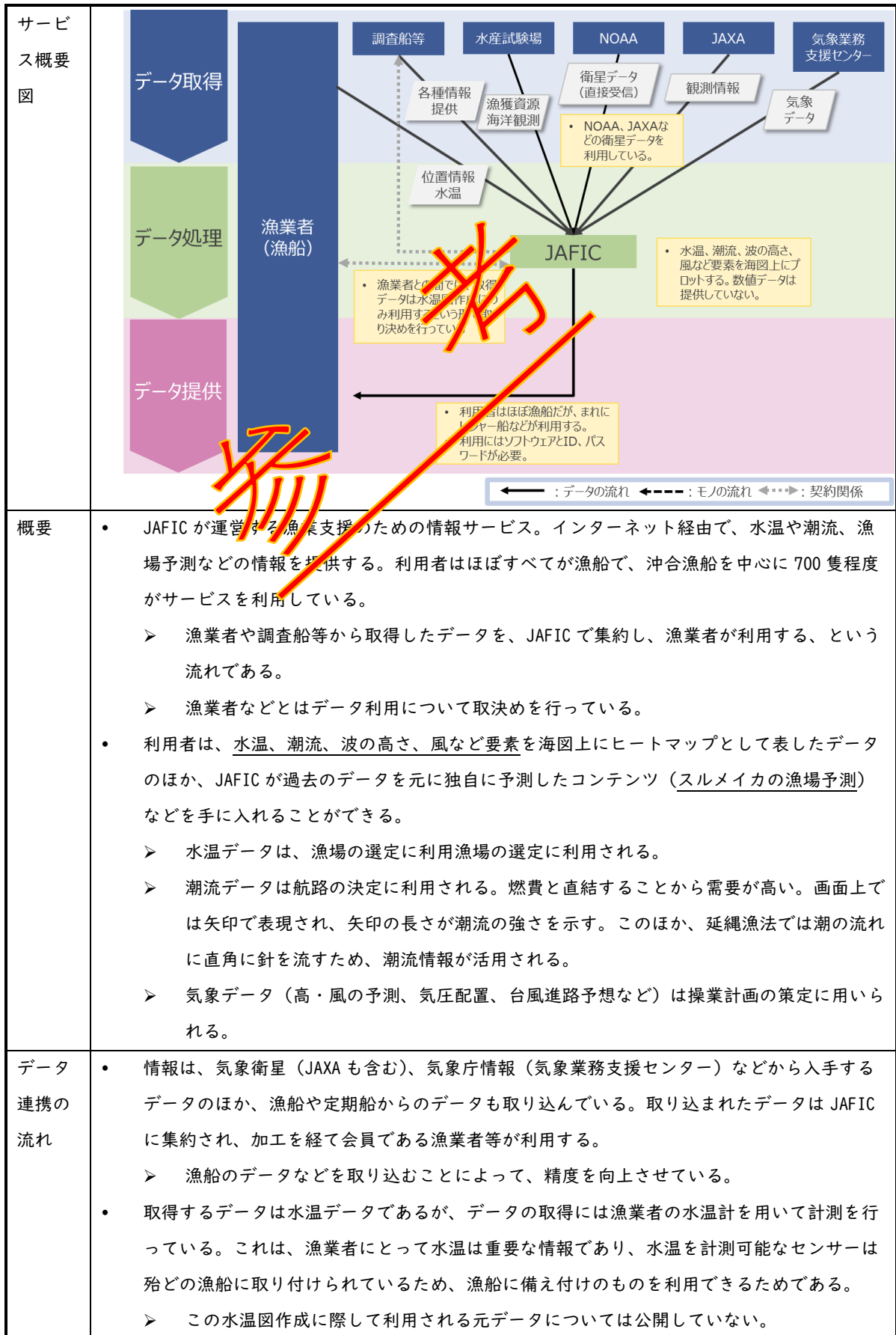
① 漁業者の情報を活用したスマート水産の例

② 漁場情報を活用したスマート水産の例

③ 外部の情報を活用したスマート水産の例

漁業者からのデータではなく、海況状況や気象情報などを活用して、漁業者における操業等を支援するデータ活用の例として、JAFIC が提供する「エビスくん」というサービスがある。その概要を示す。

表 1 「エビスくん」のサービス概要



	- 漁船から収集された水温などデータは、情報更新のタイミングなど、インターネット接続が行われた際に、まとめて JAFIC に送信される。 ➤ 衛星船舶電話の回線を通じて情報をやり取りしている。
データ 交換上 の取決 め等	- 漁業者とは、利用目的を説明のうえ、同意を得たうえでデータの取得を実施している。 - 契約はデータ送付一回ごとの単価契約の形で覚書を取り交わしている。位置情報は漁業者にとって機微な情報であるため、水温図作成にのみ利用するという形で取決めを行っている。

2. 利活用促進のための利用ルールの必要性（生産者が安心してデータ提供するために）

本章の概要

- 本章ではスマート水産業を実現する上でのデータの利活用に関する取決めの重要性について述べている。
- 生産者等が提供するデータは、産業の持続的な成長や漁業者の活動支援に資するスマート水産業において重要であるが、データの法律上の位置づけは難しい部分があり、その取扱いにおいては取決め（契約など）を行うことが当事者にとって重要である。
- このような取決めを行うことで、データを提供する側（生産者等）と利用する側（民間事業者、研究機関、行政機関等）の利害のバランスをとり、安心できるデータの提供関係を構築することができる。

（1）分野共通の観点からのデータ活用の取決めの必要性

水産分野に限らず一般論として、データの利活用のルールにおいて、もっとも重要なことは、データに対する法律上の位置づけを理解することである。データそのものは、必ずしも法律上、権利として直ちに認められるものではない。そのため、法を根拠として権利を主張できる「権利性」がないデータは、漁業者・養殖業者等のデータ提供者と企業等の提供先との間で、授受のあったデータをどのように取り扱うのか、データを加工したことで生じた新たなデータはどのように取り扱うのか等、当事者間であらかじめ取決めて³おくことにより、トラブルを未然に防ぐ必要がある。

例えば、提供者は、国内で提供されるサービス開発へ協力するつもりでデータの提供している一方で、提供先では最初から広く海外にサービス提供することを想定してデータの提供を受けている場合に、提供したデータが外国漁船の違法操業に利用される等のトラブルが発生するリスクがある。

【コラム】「データの法的性格」

一般的に、データは、著作権と同様のものと理解されがちである。そのため、「データの所有権」、「データオーナーシップ」などの表現を使用してやり取りされることがあるが、誤解に基づくものもしばしば含まれている。

³ 契約や団体内での規約等により、明文化することが想定される。

日本の法律では、民法で所有権の対象を定めており、所有権の対象となる「物」は「有体物」に限るとされている（民法第 85 条、第 206 条）。データそのものは、「有体物」ではないため、所有権の対象とはならない。

一方、著作権法や特許法などの産業財産権に関する法律では、民法の例外として、著作物や発明等など、有体物とは言えないものを権利の対象として認めている。著作権法で保護の対象となる著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（第 2 条 1 項 1 号）とされているため、単なる記録であるデータについては、著作物に該当しないことが多いとされる（データベースの場合には、著作物となる場合がある）。つまり、単なるデータを権利として扱う法律は、現時点で日本には存在しないため、「データには権利性がない」とされている。

なお、権利性がないデータであっても、保有者が秘密として取り扱っている場合には、営業秘密として保護されることがある。例えば企業内でセキュリティ対策を講じて、取引データの管理などを管理している場合には、営業秘密として認められ、これを盗み出した場合には、不正競争防止法による罰則や、損害賠償義務が生じる。

このようにデータは、その法的性格から、必ずしも法律で通常の「物」と同様の保護を受けないため、外部の者とやり取りする際には適切な取決めを行うことが重要となる。

（2）水産分野におけるデータの取決めの必要性

スマート水産業を推進していく上で、データを円滑かつ幅広く多くの人が活用していくためには、データの提供者が安心してデータを提供できるようにするための環境整備が必要である。

例えば、経験のある漁業者が、長年の経験に裏打ちされた「勘」をデータ化し提供することで、経験がない若者でも同様の操業ができるようになり、新規就業者が増えることが期待される。一方で、提供したデータが、競合する遊漁者などに利用され、経済的な損失を被る可能性があるならば、データを提供する漁業者は、いくら新規就業者の獲得につながるとしても、その提供をためらうことになるだろう。

データの広範な利活用を図るためには、データ提供者が安心してデータを提供できるようにすることに加え、提供を受けたデータ利用者も、データを利用することにより生み出された価値（例えばデータを活用して生み出されたシステムの効果）の対価を適正に享受できる環境が求められる。

特に、水産業で扱われる「データ」は、一旦流出すると、法律に基づく権利として保護されないものが多く、データ提供者の利益が損なわれる可能性があることから、デー

タ提供者の利益を十分に考慮した利用ルールに基づいて、データの利活用が図られる必要がある。

本ガイドラインの目的は、このような観点に基づき、水産業で、データの利活用を促進する際に必要な利用ルールのあり方を示すことである。利用ルールの策定に際しては、データ提供者やデータ利用者ともに、各々の利益が適正に保護されることに留意する必要がある。

3. 本ガイドラインで対象とするデータ、利用場面

本章の概要

- 本章では本ガイドラインで対象とするデータの種類と利用場面、データ契約に関する他のガイドラインとの関係について述べている。
- 本ガイドラインで対象とするデータは、漁業者、漁業協同組合、産地市場（以下合わせて「生産者等」という）において生成されたデータの取扱いとする。
- 本ガイドラインで対象とするデータの利用場面については、生産場面だけではなく、データの提供を受けた民間事業者や研究機関、行政機関等などにおける利用（流通や加工のほか、データを利用したサービスの提供、データを活用した研究開発や、政策立案等）を含む。
- 他のガイドラインとの関係については、本ガイドラインは特に水産分野に特化した内容を中心に適用対象とする。その他の内容については経済産業省ガイドライン、農業分野のガイドラインを参考とする

本ガイドラインでは、水産分野において取り扱うデータのうち、漁業・養殖業の生産の場面で生じたデータを中心に、原データ⁴及び加工等がなされた派生データ⁵等を対象とする。

一方で、今回のガイドライン策定においては、生産現場を中心とした検討に軸足を置くこととし、産地市場のデータを除き、流通会社における取引データや物流データ等の流通段階で生じたデータについては、検討が不十分なため、対象としない。

(1) 本ガイドラインが対象とするデータ

① 生産の場面におけるデータ

生産の場面とは、漁業・養殖業の現場、および水揚げした漁獲物等についての産地市場で行われる取引や、相対での取引などを想定する。これらの場面において漁業協同組合が関与する場合には、これも対象とする。

⁴ 作成したデータそれ自体で、加工していないもの。例えば水産物を計量した際に、計量データそれ自体などを指す。

⁵ 原データに対して、何らかの加工を施したもの。例えば集計値など統計加工を行ったものなどを指す。

これらの場面で発生したデータを本ガイドラインでは対象とする。例えば加工業者による加工の場面や、消費市場、卸売り、小売りなどの場面などで新たに発生したデータは、本ガイドラインの対象外とする。

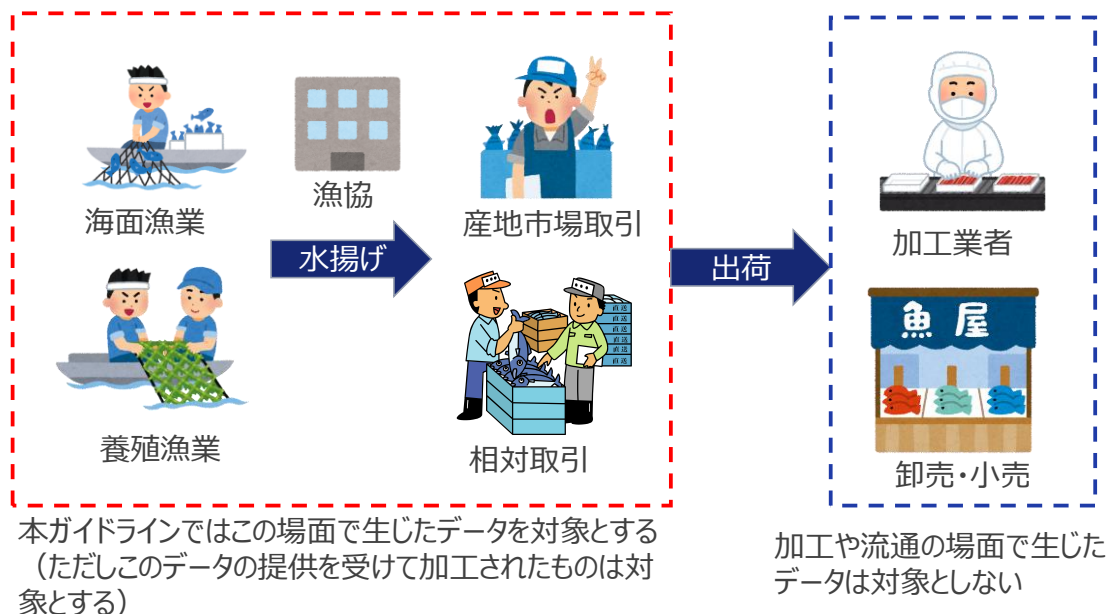


図 1 本ガイドラインで対象とする生産の場面

② 水産に関するデータ

水産に関するデータとは、水産物に関するデータを指す。具体的には水産物自体のデータと、これの取扱いに関するデータを想定する（図 2）。

本ガイドラインでは、漁業者等に関するデータについても、水産物に関しないものは対象としない。例えば水産物の取扱いに関する活動以外の漁業協同組合での活動や取引（組合の管理活動や共済に関する契約等）は対象とはしない。

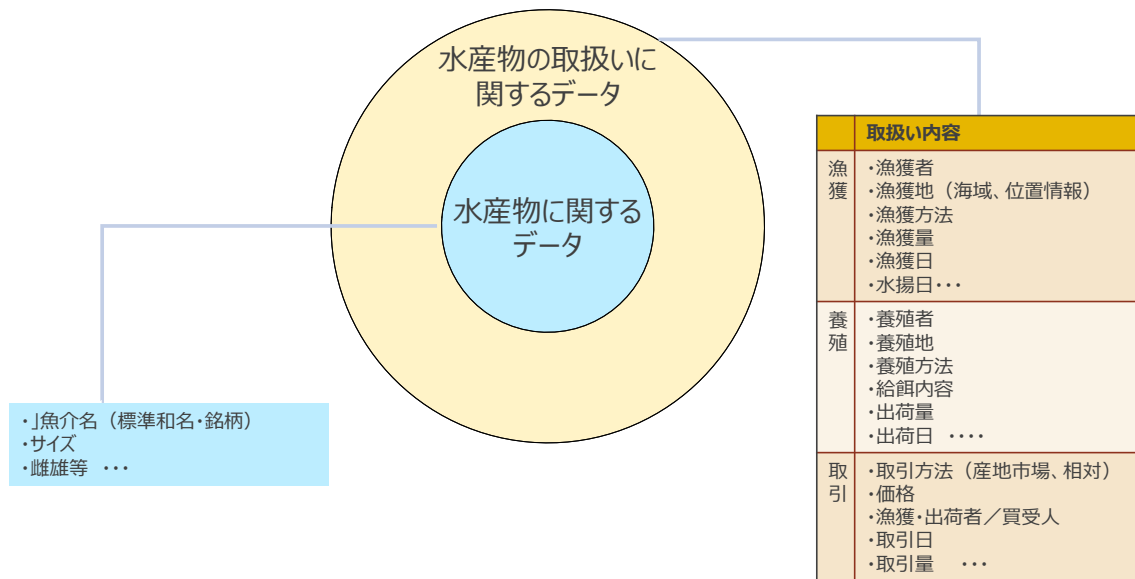


図 2 本ガイドラインで対象とする水産データ

③ 具体的なデータ例

本ガイドラインで対象とする生産場面で発生したデータの具体例を表 2 に示す。

生産については、漁業、養殖のいずれも含む。また漁業者が漁獲した水産物に関するデータのほか、これを産地市場で水揚げした際に生じるデータや、漁場に関連するデータ等も対象とする。

表 2 本ガイドラインで取扱うデータ

情報の種類		具体的な内容例	提供上の留意点
水産物情報		・ 魚介名 ・ 重量/サイズ ・ 雌雄	・
生産現場、産地市場での取引情報	生産者（漁業者）の関連情報	・ 漁業者（船名） ・ 漁獲水域（水揚げ地） ・ 漁獲（水揚げ）日時 ・ 漁獲方法	・ 漁獲者に関連する情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない。（漁獲水域については、JAS 法に基づく原産地表示を除く。）
	生産者（養殖業者）の関連情報	・ 養殖者 ・ 養殖水域（水揚げ地） ・ 出荷日時 ・ 給餌方法	・ 養殖業者に関連する情報は、通常はオープンでの利用用途では提供されない。（養殖水域については、JAS 法に基づく原産地表示を除く。）
	取引事業者が取扱う情報	・ 売主/買主（市場名） ・ 価格	・ 取引事業者における取扱履歴情報は、通常は当事者間だけでの提供に限定される。

情報の種類		具体的な内容例	提供上の留意点
		・取引量 ・取引期日 ・仕入日 ・出荷日	
	取引事業者による評価情報	・品質等級 ・その他品質情報	・品質や鮮度の評価に関する情報は、評価日時等がわかる形で提供する必要がある（時間の経過により変化しうるため）
画像情報	水産物の画像情報	・出荷対象の水産物の写真 ・魚介類のサンプル写真	・提供する画像が、個別取引の対象である水産物の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。 ・消費者に対する提供を目的とする場合には、誤解を生じさせないように留意する必要がある（大きさ、色等）。 ・提供する画像が第三者の撮影のものである場合には、著作権上の処理を行う必要がある。
	水産物の取扱いに関する画像情報	・漁獲風景の写真・動画 ・生産者の写真	・提供する画像が、個別取引の対象である水産物の漁獲等の画像であるのか、サンプルであるのかを明示する必要がある。 ・個人が写りこんでいる場合には、写っている個人が特定されないよう処理する、あるいは事前に同意を得る等の対応を行う必要がある。
漁場関連情報	海況情報	・緯度・経度等 ・潮流 ・水温	・研究などの目的であれば、詳細な単位での情報が重要であるが、公開する場合には提供者の意向を踏まえた内容にする必要がある。
	漁獲関連情報	・魚群情報 ・漁業日誌（記録） ・漁船の移動距離・燃費 ・水深 ・船の位置情報	・操業情報は、漁業者の営業秘密に該当することもあるので、これに応じた取扱いが求められる。 ・漁業者を特定しない形で提供する場合にも、提供者の意向を踏まえた内容とする必要がある。
その他の情報	その他、水産物に関連する情報	・集計等加工情報 ・市況情報	・市況情報を提供する場合や、取引情報等を統計化して提供する場合、統計化されたデータから事業者等が特定されないような形で提供することが求められる。

(2) データの利用場面

本ガイドラインで対象とするデータ（生産の場面で生じた水産物に係るデータ）の利用については、生産場面だけではなく、他の目的での利用も想定する。

① 利用場面

データの利用場面については、例えば、生産者等から提供されたデータは、生産者等において利用されるほか、行政機関や研究機関、民間事業者などにも、提供されることが想定される。データのそれぞれの提供先では、提供された目的などに応じて、データを利活用することとなる。本ガイドラインでは利用の場面として、データが提供されたすべての場面を想定する。

② データの利用方法

各利用場面におけるデータの利用方法については、本ガイドラインでは限定していない。提供を受けたデータをそのまま利用する場合はもちろん、集計等の統計利用目的などにより加工して利用する方法（派生データ）も含まれる。

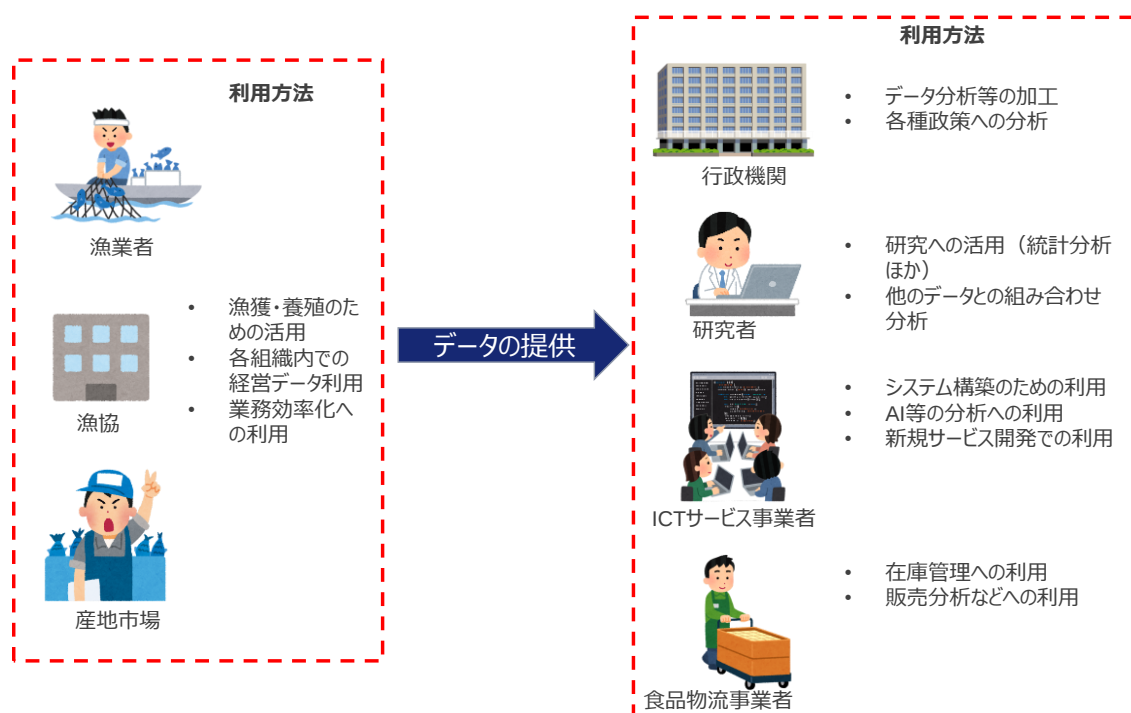


図 3 本ガイドラインで想定するデータの利用方法の例

この場合、(1) との関係で、加工したデータが、本ガイドラインの対象とする「生産の場で生じたデータ」となるかが問題となる。例えば生産者等から流通事業者へデータを提供した場合、流通事業者は必要に応じてデータに対する加工を行うことになる。出荷データを踏まえて、出荷元を県単位に整理するなど、元のデータを踏まえて整理する

場合には、生産の場面で生じたデータの加工に止まることから、本ガイドラインの対象となる。

他方、例えば流通事業者が入荷した水産物を何らかの形で加工（切り身にするなど）により生じたデータ（各切り身の重さ等）は、生産の場で生じたデータとは言えず、流通や加工の場面で生じたデータとなる。そのため、本ガイドラインでの対象外となる。

③ データの提供関係を踏まえた具体的な利用場面

データの提供関係を踏まえた具体的な利用場面としては、生産場面で発生したデータを、生産者等（漁業者、漁業協同組合（漁協）、産地市場）以外が利用する場面である。この概略を「図 4 本ガイドラインで想定するデータの利用場面」に整理した。

生産場面で発生したデータとして、漁業者から漁協や産地市場へ水揚げや出荷に伴い発生したデータが挙げられる（図中①）。

次に漁協や産地市場からデータ提供される場面が想定される。この場合、委託業務の一環（例えば販売システム等のサービスの利用など）で提供される場合（図中②）がある。また提供先での独自での利用目的に資するように、データ提供がなされる場合がある（図中③。なお②と③は合わせて発生することもある）。例えば提供先が行政の場合には、行政への報告としてデータの提供がなされ、行政側ではこれを報告された目的である事務（資源評価等）に利用することになる。

さらに提供されたデータについては、別の第三者に対して提供されることもある（図中④）。提供先では、独自の利用目的で提供を受けたデータを利活用することになる。

最後に、漁業者が漁協や産地市場を経ずに、直接データを提供する場合も想定される（図中⑤）。例えば漁業者が直接、民間事業者と取引を行う場合や、個別にデータを利用するサービスを使ったり、あるいは学術的な研究に協力したりするためにデータを提供するようなケースが想定される。この場合でも、提供先から別の第三者にデータが提供されるケースも想定される。

本ガイドラインではこれらのケースを想定して、取決めの留意点等を整理する。

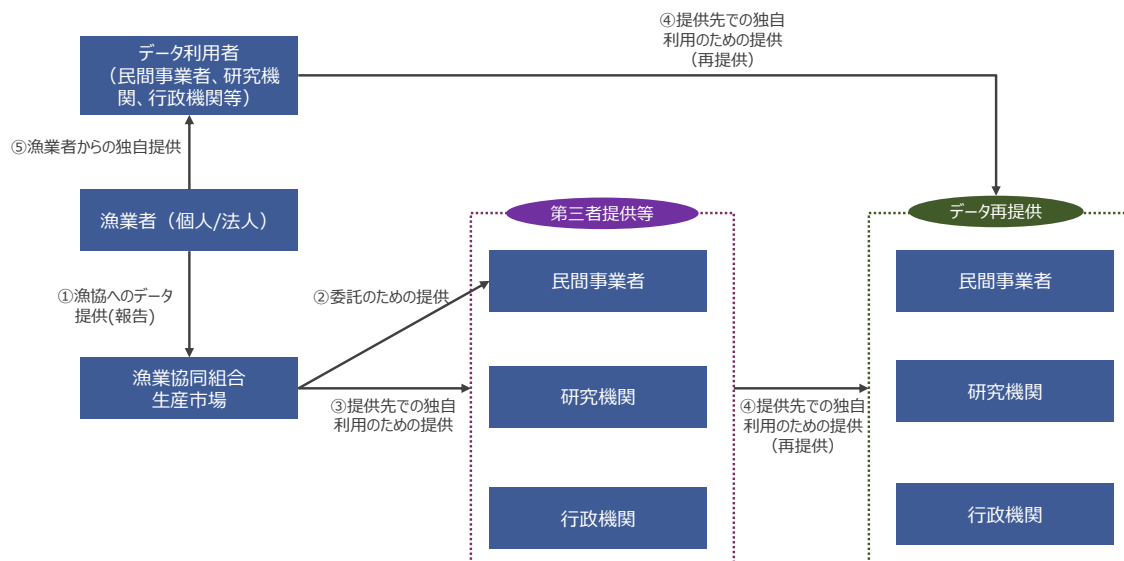


図 4 本ガイドラインで想定するデータの利用場面

(3) ガイドラインの想定利用者

本ガイドラインの利用者は、データの利用場面に関わる方すべてを対象としているが、特に漁業者や漁業、産地市場に関わる方には積極的に利用していただきたい。また、本ガイドラインでは、特に水産業におけるデータの特殊性に鑑みた留意点を示しており、生産者等以外の利用者は、データの提供を受けた際に、この留意点を確認することが望ましい。

(4) 他のガイドラインとの適用関係

データそのものは、必ずしも法律上、権利として直ちに認められるものではない。このことは、水産分野に限らずとも、一般的に理解されていないことである。この問題を解決するため、経済産業省、農林水産省等で、データ利用のルールに関するガイドラインが策定され、示されてきた。

経済産業省の策定した AI・データの利用に関する契約ガイドライン（以下「経済産業省ガイドライン」という。）では、一般的にデータと呼ばれるものについて、提供に係る留意点や、提供関係において求められる契約の内容、さらにデータを活用した AI の開発において求められる契約関係やその内容等が示されており、そのための契約のひな形も提示されている。

さらに、上記ガイドラインを基礎に、農業分野における特殊性を踏まえた、農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（以下「農業分野ガイドライン」という。）を農林水産省が策定した。この中では、農業分野のデータ利用関係の特殊性等を踏まえて、データ提供に係る契約内容や契約のひな形が示されているほか、農業におけるノウハウの重要性に着目した AI の開発等に係る契約内容やひな形が提示されている。

水産分野でデータ利用のルールを考える場合に、これらのガイドラインの一部を参考とした分かりやすい利用ルールにするとともに、水産分野特有の内容については、別途のデータ保護に必要な修正を行う。

表 3 本ガイドラインと他のガイドラインの比較

	経済産業省ガイドライン	農業分野ガイドライン	水産分野ガイドライン
対象となるデータ利用関係	一般（特定の利用関係を想定していない）	農業分野におけるデータの利用関係（農業分野の特殊性のある部分を対象とする）	水産分野におけるデータ利用関係（水産分野の特殊性のある部分を対象とする）
主な利用者	データ利用関係に基づいて取決めを行う者全般	農業関係者（農業従事者、農業団体）、研究開発機関、民間事業者、行政機関等	漁業関係者（漁業者、漁業協同組合）研究開発機関、民間事業者、行政機関等
ガイドラインにおいて保護すべき知的財産等	データ（派生データ含む）等	データ、農業関係者のノウハウ	データ、漁業関係者のノウハウ、ノウハウに該当しない情報
水産分野におけるガイドラインとの関係	産業横断的に適用すべき部分は採用する	例えば養殖漁業、栽培漁業など、「育てる漁業」の部分については、農業分野のガイドラインを参考にする ※例：ノウハウ部分の保護について	データ提供者における特徴（個人情報性、漁業協同組合等）などの特殊性に根差す部分を記載

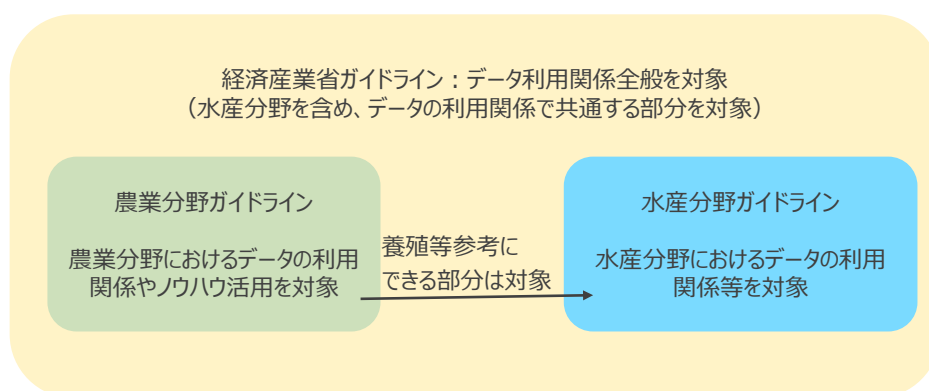


図 5 各ガイドラインの適用関係

第2. 水産分野のデータ提供関係における基本的事項

1. データ利用関係に基づく取決めの目的

データ利用関係に基づいて取決めを行う目的や、取決めにより、回避することができると想定されるトラブル等について示す。

本章の概要

- 本章ではデータの提供に関する取決めについて示している。
- 水産分野においては、現状、データ提供はなされているものの、必ずしも詳細な取決め内容となっていない。
- データ提供における取決めは、データ提供者、提供先によって取決めの形式や内容が異なる。本ガイドラインでは漁業者、漁協・産地市場、民間事業者、研究機関、行政機関などが提供者や提供先になることを想定して、取決め内容や、提供されるデータ、提供形態などが整理される。

(1) データの利用関係の取決めの現状

データ利用関係に基づいて取決めは、データの提供者と提供先との間でのデータ利用に関する契約（契約書以外によるもの含む）によって行われることが望ましい。

但し現状では、データ提供だけを目的として契約等を行う場合は稀で、データ提供者と提供先での間の取引・研究参加・行政報告の委任等を行う際の取決めを踏まえて行われることが一般である。

加えて、この取決めである取引契約、研究参加にかかる契約や同意書等においては、現状では詳細なデータの取扱いに関する内容を含むことは少なく、当事者間での守秘義務の設定や利用目的の設定等に限定されるケースが多い。

水産分野でのデータ利用に関する取決めは、本来提供する目的に則して、内容（利用目的、利用範囲、管理方法等）を決めていく必要があるが、現状は必ずしもそのような取決めになっていない。

(2) 取決めの具体例・取扱いデータ

データ利用関係に関し、データの提供者と提供先との間で行われる取決めの例を表 4 に示す。

(1) で示したように、データ提供だけを目的とする契約等を行う場合は稀で、データ提供者と提供先での間の取引や研究参加、行政報告の委任等を行う際の取決め等を踏まえて、データ利用に関する取決めが行われる。また個人情報の収集・利用・管理を行う場合には、個人情報を収集する者が、個人情報取扱事業者（個人情報保護法（個人情報法））として、個人情報の主体から同意の取り付け等を行う必要がある。

表 4 データの提供者と提供先で行われている取決めの例

提供者	提供先		取決め等
漁業者	漁業協同組合 産地市場		漁業協同組合への業務委託契約・共販契約等 漁業者から収集した個人情報に関するポリシー・同意書
漁業協同組合 産地市場	研究機関等		研究参加（協力）同意書 共同研究実施計画書
	民間事業者	生産市場からの委託	業務委託契約 サービス利用契約書
		生産市場の利用等	（広く）卸売市場参加・利用契約 条例
		その他	研究参加（協力）同意書 共同研究実施計画書 業務協力契約
	行政機関等		法令・条例 提供同意書
研究機関等 民間事業者 行政機関	第三者		漁業協同組合・産地市場→研究機関等、民間事業者、行政機関等に準じる
漁業者	研究機関等 民間事業者 行政機関		産地市場→研究機関等、民間事業者、行政機関等に準じる

次に、各提供の場面で取り扱われるデータの例が、表 5 である。

提供場面ごとに、提供されるデータの内容や提供形態が異なると考えられる。例えば、漁業者と漁協・産地市場との間では、漁獲物について、水揚げから産地市場での販売等までに発生する業務の委託を依頼する内容の契約が行われている。個々の漁協や産地市場によって異なるが、具体的には、水揚げ後の計量や競りや入札の準備と実施、確定した金額の徴収と漁業者への振込などが、その契約の内容と想定される。この場合、漁業者から漁業・産地市場に提供されるデータ以外に、漁業・産地市場が漁業者と共同して発生させるデータがあることも想定される。例えば水揚げされた魚の計測により生じるデータは、産地市場側の計測によって発生するデータである。また、同様に産地市場と市場の利用者（買受人等）とは、落札価格など、産地市場内の取引で発生したデータを共同して発生させることになる。

このように提供の場面ごとに取り扱われるデータの内容が多様で、提供形態も異なるが、すべてのステークホルダーに、スマート水産業に安心して取り組んでもらうためには、これらごとに細かに取決めを行うことが求められる。

一方で、取り扱われるデータの内容を勘案しないと、例えば一律にデータの利用を制限するといった取決めになり、提供を受けた者が柔軟にデータの活用ができなくなつて、活動が阻害されるといったことが生じうる。逆に一律に利用目的や範囲の制限を緩めた取決めにより、提供者の利益が十分保護されないケースも生じる。

さらには、データの提供形態についても、提供者単独で提供したデータと、提供先と共同で生み出したデータとでは、データの発生に対する貢献が場面によって異なることから、その取扱いにおいても、貢献に応じた取決めを行うことが必要となる場合がある。

表 5 各データの提供場面において取り扱われるデータの例

提供者	提供先		取扱いデータ	提供形態
漁業者	漁業協同組合		・ 漁獲成績（魚種、漁獲量、地域、日時） ・ 操業者情報（操業者氏名ほか）	提供※
	産地市場		・ 操業関係データ（操業者、船、漁獲地、漁法）	提供
			・ 水揚げ漁獲データ（魚種、数量等）	提供／一部創出
産地市場	研究機関等		・ 研究対象によるが以下例 ・ 漁獲成績の詳細（GPS 情報含む） ・ 海況情報（漁船の機器から得られるもの）	提供
	民間事業者	産地市場からの委託	【産地市場におけるシステム、サービス提供の場合】 ・ 水揚げ漁獲データ ・ 落札関連事務データ（落札者、落札価格、出荷者、出荷者への総振込金額等）	提供
			・ 統計化データ	創出
		産地市場の利用等	・ 産地市場利用者（買受人等）ごとの落札情報（落札対象、落札額、落札日、落札総額等）	創出
		その他	・ 相対契約などがある場合には、取引内容に関するデータ（魚種、数量、単価等）	創出
漁業協同組合	行政機関等		・ 漁獲成績（漁業者、魚種、漁法、漁獲量、地域、日時）	提供

研究機関等 民間事業者 行政機関	第三者（研究機関等、民間事業者、行政機関）	・ 提供する第三者により異なるが、産地市場・漁業協同組合から研究機関等、民間事業者、行政機関等への提供における取扱いデータに準じる。	提供／創出
漁業者	研究機関等 民間事業者 行政機関	・ 提供する第三者により異なるが、産地市場・漁業協同組合から研究機関等、民間事業者、行政機関等への提供における取扱いデータに準じる。	提供／創出

※提供形態の項目にある「提供」は、提供者が管理しているデータ（情報）を提供先にそのまま渡すケース。「創出」は提供者と提供先が共同して、新たなデータを生み出すケース（例えば水揚げにおける重量は、漁業者が対象となる魚を提供して、産地市場で計測して生み出されるデータ）。

2. データ提供関係における当事者関係の整理

水産分野におけるデータの利用関係を担う当事者について整理し、その特徴や留意点を示す。当事者としては、漁業関係者（漁業者、漁業協同組合、産地市場等）、研究者・研究機関、民間事業者、行政機関等などが想定され、それぞれのデータ利用関係における位置づけや特徴、およびそれらを踏まえた留意点を示す。

本章の概要

- 本章では、データ提供関係において漁業者、漁協・産地市場、民間事業者、研究機関、行政機関などが想定され、それぞれのデータの提供関係や、関係者の特徴について整理する。

(1) データ提供関係における当事者

データ提供関係においては、データの提供場面で登場した者が、情報提供を行ったり、受領・活用したりする当事者として想定される（図 6：再掲）。ここでは以下のようなデータの当事者が想定される、

生産者等 ： 漁業者、漁業協同組合、産地市場

研究機関 ： 国立試験研究機関、公設試験研究機関、大学等

行政機関 ： 府省、自治体（都道府県）

民間事業者： 生産者等にサービスや製品を供給する民間事業者（システム等）

産地市場における取引に参加する民間事業者（仲卸、買受人等）

生産者等から相対で取引を行う民間事業者

外部の漁業協同組合・産地市場

生産者等から収集した情報を第三者に提供するデータベース事業者

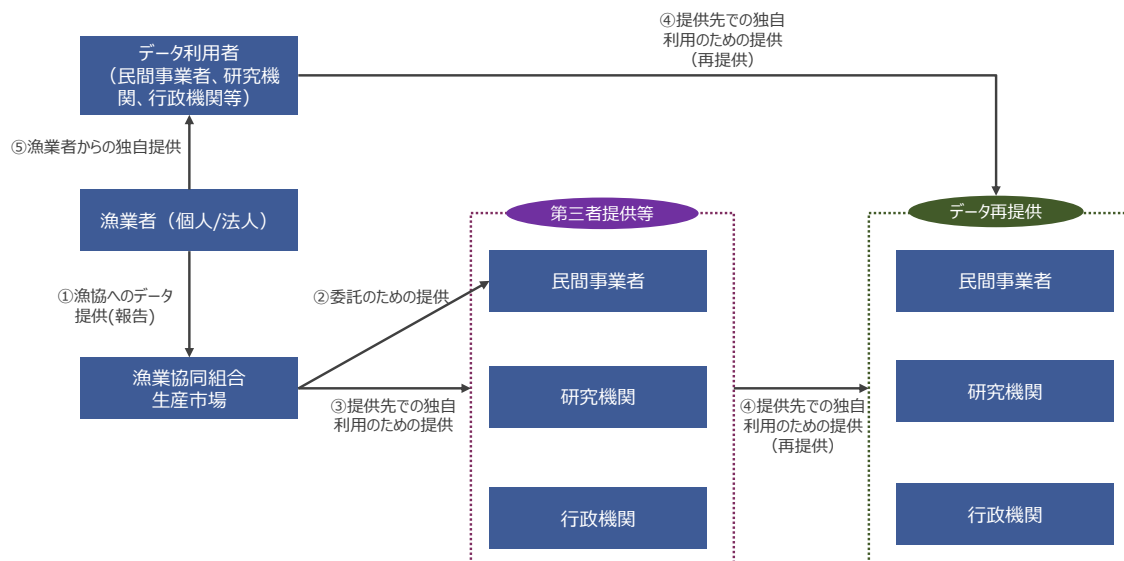


図 6 データ提供関係における利用関係主体 (図 4 再掲)

(2) 当事者の概要

(1) で示した当事者について、具体的に想定されるものを表 6 に示す。

生産者等からデータ提供を行う場合、提供先によりデータの利用目的があらかじめ想定されているケースが多い (例えば研究機関であれば、学術研究目的など)。しかし、実際の利用場面では、第三者提供や他の主体とデータの共同利用などを行うケースもあり、複数の種類の当事者が同時に利用関係に立つことも想定される。

表 6 各当事者の概要

当事者のカテゴリー		概要
生産者等	漁業者	・ 漁業を行う者全般。個人法人等いずれも含む ・ 海面漁業を行う者、養殖を行う者のいずれも含む ・ 漁業権の有無に関わらず、漁業を行う者を含む
	漁業協同組合	・ 水産業協同組合法の第 2 章に基づいて設立される組合
	産地市場	・ 「主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのもの」(旧卸売市場法施行令第 2 条)

研究機関		・ 国立試験研究所は、国立研究開発法人 水産研究・教育機構など、農林水産省所管の水産分野を対象とする国立の研究機関を想定 ・ 公設試験研究機関は公立試験研究機関のほか水産試験場などを想定 ・ 大学等（水産分野を研究対象とする場合全般）
行政機関		・ 府省（地方支分部局含む） ・ 自治体
民間事業者	サービス・製品提供事業者	・ 生産者等が利用する水産分野のデータを取り扱うためのシステム開発やサービス提供、製品提供を行う事業者 ・ 漁業・産地市場が委託する決済代行を行う事業者（団体含む）
	産地市場等利用者	・ 産地市場における競りや入札に参加する卸業者、買受人、加工業者等 ・ 共販により生じる入札に参加する事業者
	生産者と直接取引を行う事業者	・ 生産者と相対取引を行う事業者 ・ 共販により取引を行う事業者
	データベース事業者	・ 生産者等から収集したデータを加工・調整して、第三者に情報として提供するデータベース事業者

3. 当事者と提供データの流れの整理

本章の概要

- 本章ではデータ提供関係について整理する。
- データ提供関係は、漁業者から漁協・産地市場に提供されるパターンや、漁協・産地市場から委託契約などでデータが提供されるパターン、また民間事業者、研究機関、行政機関などが提供先になる場合に、それぞれの独自利用目的でデータが提供されるパターンなどが挙げられる。それぞれのパターンに応じて、データ提供における留意点がある。特に個人情報の取扱いについては、パターンなどによって異なる留意点が存在する。

水産分野におけるデータの利用ルールを検討するためには、水産分野において生じるデータの提供関係について整理し、各場面でのどのような利用ルールが必要であるかを整理する必要がある。

漁業者からデータを提供される場面では、漁業者は個人事業主が多く、漁業者に紐づけられて提供されるデータは個人情報としての側面があるという点に着目した対応が求められる。

他方、漁業者のデータを漁業協同組合が取りまとめて提供することが多く、漁業協同組合が情報提供者として位置づけられる場面が多いと想定される。

このようなことから、水産分野のデータの提供関係について整理し、各場面でのどのような利用ルールが必要かを示す。

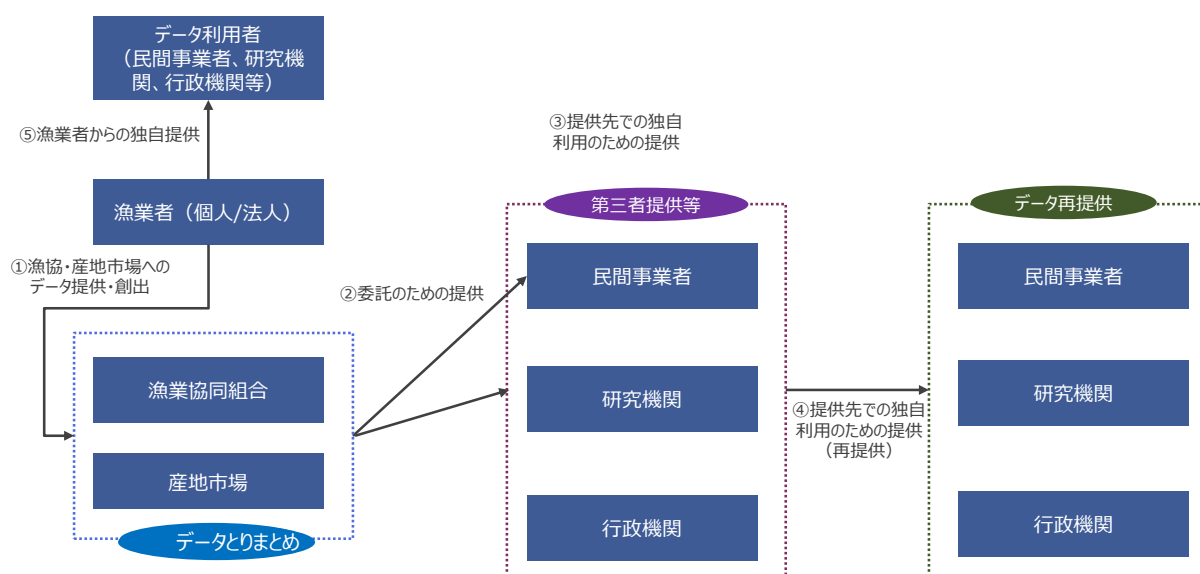


図 7 漁業者起点で見た水産分野におけるデータ提供の流れ

表 7 データ提供のパターンにおける概要等

データ提供のパターン	概要	備考
① 漁協・産地市場へのデータ提供・創出	・ 漁業者から漁業協同組合等へ行われるデータ提供 ・ 水揚げや操業に係る情報（漁業において生じる情報）に関するデータ提供。組合における規約等に基づく。 ・ 漁業協同組合がデータの提供を受ける際に、漁業者が	・ 漁業者自身も漁業協同組合の構成員であることが多いが、組合員以外が水揚げを行う場合も生じる。 ・ 漁業者が持つデータを提供する場合のほか、水揚げの計量結果など、漁業者と組合等で共同してデータ作成を行うケースもある。

データ提供のパターン	概要	備考
	個人事業主である場合には、個人情報として取り扱う必要も生じる。	
②委託のための提供	・生産者等が、委託先の民間事業者に対して行うデータ等の提供。委託契約に基づいて行われる。	・この場合には、漁業者の個人情報の提供は第三者提供としては扱われない。 ・委託業務において提供されたデータや、派生データの利用権限は、委託契約等において定められる。
③提供先での独自利用のための提供	・生産者等が、提供先での独自利用を認めて行うデータ等の提供。データ提供契約等に基づいて行われる。	・民間事業者との共同研究や、研究機関等における利用、行政機関等への報告などにより行われる。 ・漁業者の個人情報が含まれる場合に、学術研究目的や法律上の提供などにより、個人情報上の本人の同意を要しないケースもある。
④提供先での独自利用のための提供（再提供）	・③により提供を受けたデータ利用者が、別の者が独自利用するために行うデータ提供。データ提供契約等に基づいて行われる。	・例えばデータベース利用者のために行うデータの提供や、流通段階等での提供などが想定される。 ・③におけるデータ提供に係る利用ルールにおいて、提供範囲等は定められる。
⑤漁業者からの独自提供	・漁業者が、漁業協同組合を経ないで直接行うデータ提供。データ提供契約等により行われる。	・漁業者が自らのデータを、漁業協同組合を経ずに行うデータの提供。 ・行政機関等への個別の提供や、民間事業者、研究機関等への研究協力などが想定される。 ・漁業協同組合と共同で生成したデータ等については、漁業協同組合と調整の上での提供が必要。

4. 各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点

本章の概要

- 本章ではデータ提供関係特徴と留意点について整理する。
- 漁業者から漁協・産地市場に提供されるパターンでは、漁協・産地市場における規約に基づくデータ提供関係や漁業者から漁協・産地市場への業務委託に基づく契約などに基づくものがある。
- 漁協・産地市場から委託契約などでデータが提供されるパターンでは、受託事業者が委託業務目的だけデータを利用するケースと、預かったデータを民間事業者の独自目的で利用するケースが挙げられる。
- 研究機関、行政機関などが提供先になる場合に、それぞれの独自利用目的でデータが提供されるパターンでは、法令の要請に基づいて提供を受けるケースとそれ以外での利用目的等によるケースなどがある。
- 民間事業者が提供先になる場合に、それぞれの独自利用目的でデータが提供されるパターンでは、契約に基づいて提供を受けるケースが中心となる。

(1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出

漁業者が漁協・産地市場へのデータ提供・創出する場面をに示す（図 8）。この場合、

- ・ 漁協に加入する際において定められている規約
- ・ 漁協や産地市場に対する業務委託契約

のいずれかに基づいて行われる場合が想定される。このような場面でのデータ提供における留意点を表 8 に示す。

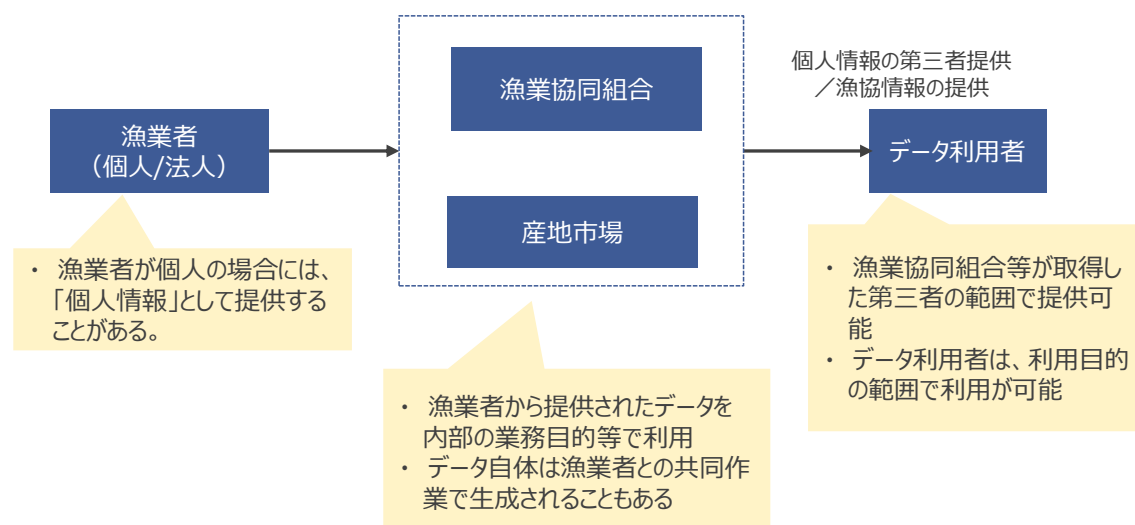


図 8 漁業者から漁協・産地市場へデータ提供する場合

表 8 漁業者から漁協・産地市場へのデータ提供・創出する場合の取決めにおける留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
漁協における規約	・漁獲成績報告データ ・養殖等実施状況データ	・規約に基づき、漁業者から提供されるデータについては、漁協における業務目的の範囲で、収集・利用等がなされる ・漁業者が組合員である場合でも、漁業者から提供されるデータは、個々の漁業者の営業秘密としての性格を有する場合があるほか、ケースによっては限定提供データとしての性格を有する。 ・漁協から第三者への提供は、原則として規約に基づいて行われる。規約に明示されていない場合には、漁業者の同意に基づいて行われる必要がある（外部の第三者に対する提供以外に、漁業内の他の組合員への開示についても同様） ・国等への報告など、行政機関等への提供は、法律に基づく範囲で行われるほかは、第三者への提供のルールに基づき行う。 ・漁業者が個人である場合、漁協が取り扱う情報が個人情報となる場合がある。この場合には、個人情報法による対応も併せて行うことが求められる。
委託業務契約	・水揚げに関するデータ ・操業に関するデータ ・集計等加工データ	・想定される委託業務契約には、水揚げした魚介類等の販売に関する委託業務や、決済に関する業務などが想定される。例えば水揚げなどのために計量なども含まれることがある。 ・業務委託契約に基づき、漁業者から提供されるデータについては、委託業務契約遂行の目的に示す範囲で、収集・利用等がなされる。漁協・産地市場と共同して創出したデータについても同様の取扱いを行う。 ・業務委託契約で取扱うデータについては、漁業者の営業秘密に該当する場合がある。従って、業務委託契約上の特に定めてい

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
		い限り、営業秘密として取り扱うことが妥当することが多い。 ・産地市場で取り扱われる漁業者の情報のうち、競りや入札で取り扱われるデータ（漁獲者、魚種、数量等）は、入札等の参加者等に対しては、開示されることがある。この場合でも直ちに公開されているデータと同様の扱いになるわけではなく、限定提供データになる場合がある。したがって産地市場等の参加におけるルールに照らした対応をする必要がある。 ・業務委託契約により取り扱われるデータの第三者提供は、原則として業務委託契約の目的の範囲で行われる。第三者の範囲について明示的な記載がない場合には、原則として漁業者からの同意を得ることが求められる。 ・漁業者が個人である場合、漁協・産地市場が取り扱う情報が個人情報となる場合がある。この場合には、個情法による対応も併せて行うことが求められる。

(2) 民間事業者への委託のための提供

生産者等が、例えば情報処理や情報サービスの利用などのために、民間事業者へに委託する際にデータ提供する場合がある（図 9）。この場合の取決めにおいては業務委託契約やサービス利用契約などに基づいて行われることになる。このような場面での留意点を表 9 に示す。

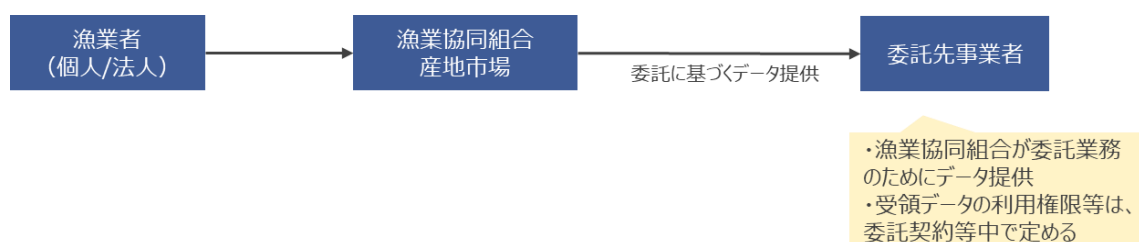


図 9 民間事業者への委託のためのデータ提供

表 9 生産者等が行う委託のためにデータ提供する場合の取決めにおける留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
業務委託契約 サービス利用契約	・漁獲成績報告（データ化されたもの） ・養殖等実施状況（データ化されたもの） ・落札関連事務データ（落札者、落札価格、出荷者、出荷者への総振込金額等）	・業務委託契約・サービス利用契約で扱うデータについては、業務委託契約の目的の範囲で取り扱われることになる。 ・取り扱われるデータは、基本的には委託元における営業秘密に該当する（入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない）。 ・提供を受けたデータおよび、加工等によって創出したデータの取扱いについて受託者は、業務委託契約等に表示されている範囲で、利用することになる。受託者における独自利用及び第三者提供についても、業務委託契約等に表示されている範囲での利用になる。業務委託契約等において明示されていない場合には、委託者と受託者の間での解釈の相違が生じうることから、明示することが望ましい。 ・漁業者等が個人である場合、受託者においても個人情報取扱事業者に該当する。但し、受託者自体は、基本的には個人情報上の第三者提供先には該当しない。

（3）提供先での独自利用のための提供

① 研究機関等への提供

生産者等が、研究機関等に対して、研究協力を行うためにデータ提供する場合がある（図 10）。この場合の取決めにおいては、研究参加同意書や研究協力書、共同研究実施計画書などに基づいて行われることになる。このような場面での留意点を表 10 に示す。

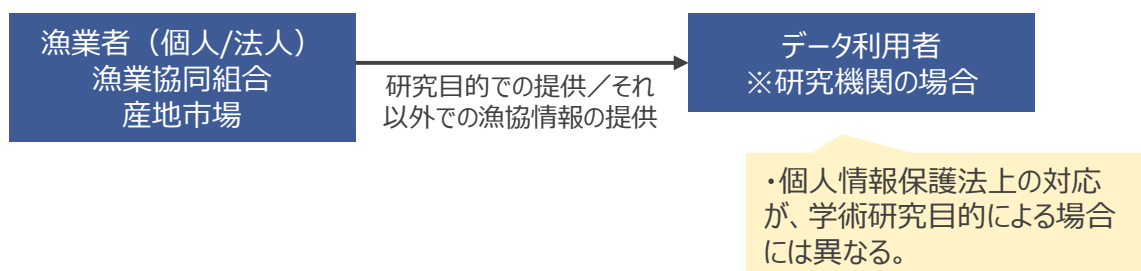


図 10 研究機関等へのデータ提供

表 10 研究機関等へデータ提供する際の取決めにおける留意点

基になる契約等	提供データ	この提供関係での留意点
研究参加同意書 研究協力契約 共同研究実施計画書 条例等	・ 研究対象によるが以下例 ・ 漁獲成績の詳細（GPS 情報含む） ・ 海況情報（漁船の機器から得られるもの）	・ 研究機関等に提供されるデータについては、研究協力契約や研究参加同意書等の目的の範囲で取り扱われることになる。なお地方公共団体によっては、データの利用に関する内容を含む条例等を設けている場合もあり、この場合には条例等への対応も求められる。 ・ 取り扱われるデータは、基本的には生産者等における営業秘密に該当する（入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない）。 ・ 個々の漁業者に関するデータは、個々の漁業者の営業秘密に該当する場合があるため、研究参加者に複数の生産者等がいる場合でも、他の漁業者や生産者等に対する開示は、研究協力契約等に基づくか、漁業者による同意に基づいて行う必要がある。 ・ 提供を受けたデータおよび、加工等によって創出したデータの取扱いについて研究機関等は、研究協力契約や研究参加同意書等に表示されている範囲で、利用することになる。 ・ 研究機関等における独自利用及び第三者提供についても、研究協力契約等に表示されている範囲での利用になる。研究協力契約や研究参加同意書等において明示されていない場合には、生産者等と研究機関等の間での解釈の相違が生じうることから、明示することが望ましい。（論文等による外部公開を含む） ・ 漁業者等が個人である場合、受託者においても個人情報取扱事業者該当するが、学

基になる契約等	提供データ	この提供関係での留意点
		術研究目的の場合には、個人情報第 76 条における例外が該当する。

② 民間事業者への提供

生産者等が、民間事業者に対して、民間事業者における製品やサービス開発への協力するためや、生産者等が民間事業者と新たな商品やサービスを開発するためにデータ提供する場合がある（図 11）。この場合の取決めにおいては、研究協力契約や業務協力契約などに基づいて行われることになる。このような場面での留意点を表 11 に示す。

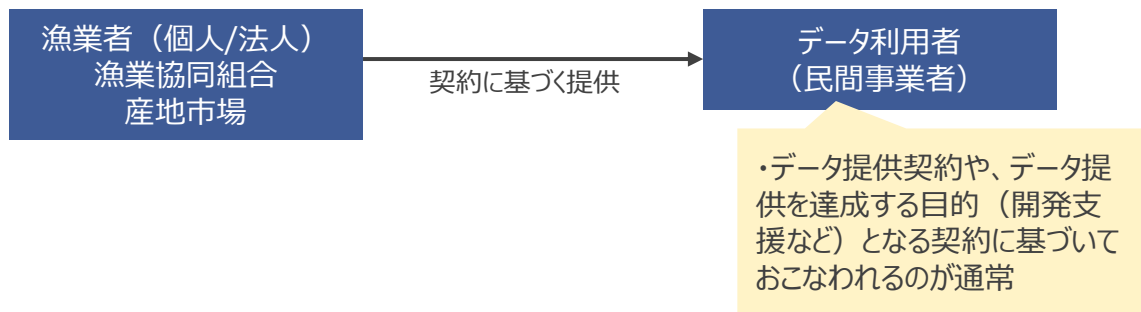


図 11 民間事業者への提供

表 11 民間事業者に対するデータ提供の際の取決めにおける留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
・研究協力契約 ・業務協力契約	・業務内容によるが以下例 【ベンダーの製品・サービス開発の場合】 ・漁獲成績の詳細（GPS 情報含む） ・海況情報（漁船の機器から得られるもの） 【生産者等と共同で行う業務協力の場合】	・民間事業者に提供されるデータについては、研究協力契約や業務協力等の目的の範囲で取り扱われることになる。 ・取り扱われるデータは、基本的には生産者等における営業秘密に該当する（入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない）。 ・個々の漁業者に関するデータは、個々の漁業者の営業秘密に該当する場合があるため、業務協力等を行う複数の生産者等がいる場合でも、他の漁業者や生産者等に対する開示は業務協力契約等に基づくか、漁業者による同意に基づいて行う必要がある。

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
	・落札関連事務データ ・漁獲関連データ	・提供を受けたデータおよび、加工等によって創出したデータの取扱いについて業務協力契約に示されている範囲で、利用することになる。 ・民間事業者における独自利用及び第三者提供についても、業務協力契約等に示されている範囲での利用になる。業務協力契約等において明示されていない場合には、生産者等と研究機関等の間での解釈の相違が生じることから、明示することが望ましい。（特に民間事業者との場合には、商用利用の可否、営業対象地域の確認、商標等、関連する知的財産の利用関係等とも併せて確認する必要がある） ・漁業者等が個人である場合、提供を受ける民間事業者においても個人情報取扱事業者に該当する。また漁業協同組合・産地市場から提供を受ける場合には、提供を受ける民間事業者は個人情報法の第三者に該当するため、必要な措置を講じることが求められる。

③ 行政機関等への提供

生産者等が、行政機関に対して、法令等に基づく報告や、その他の目的でデータ提供する場合がある。この場合の基本的には法令等に基づいて行われることになるが、法令に基づく事務以外でも、提供同意などに基づいてデータ提供が行われる場合がある。このような場面での留意点を表 12 に示す。

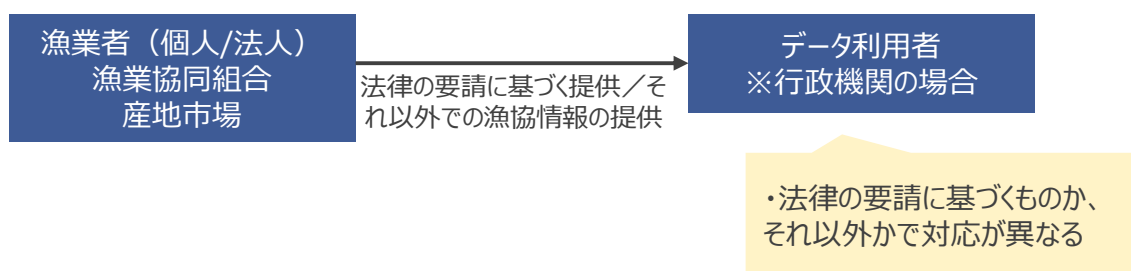


図 12 行政機関に対するデータ提供

表 12 行政機関に対するデータ提供における留意点

基になる契約	提供データ	この提供関係での留意点
法令・条例	・漁獲成績（漁業者、魚種、漁法、漁獲量、地域、日時）	・行政機関等に提供されるデータについては、法令や条例の目的の範囲で取り扱われることになる。 ・取り扱われるデータは、生産者等における営業秘密に該当するものも含まれる（入札など開示された情報についても、直ちに公開情報にはならない）。また提供先である行政機関においても、公務員の守秘義務の対象として取り扱われる。
提供同意書	・漁獲状況に関するデータ ・海況データ等	・法令等に基づかないで、生産者等から提供されるデータについては、基本的には民間事業者等に提供される場合と同様に取り扱われる。

（４） 提供先での独自利用のための提供（再提供）

（３）で示した研究機関等、民間事業者、行政機関等から、さらに別の主体に対して、その提供先での独自利用のためにデータが提供されることがある（再提供）。

この場合、生産者等と再提供先である第三者との間では直接の契約関係は存在せず、提供元と再提供先との間で、データの提供に関する取決めがなされる。この取決めの内容は、基本的には（３）で示した生産者等と提供先との間での取決め内容に準じた内容であることが求められる。そのため、提供元と再提供先との取決めにおける留意点については、（３）で示した内容となる（再提供先を（３）で示した者に応じて読み替える）。

なお再提供については、漁業者から見るとデータの再々提供に該当することから、個人情報保護法上の対応については、第三者提供に関する同意の取得に際しては、この点に留意して対応することが求められる。

（５） 漁業者からの独自提供

漁業者から、（３）で示した研究機関等、民間事業者、行政機関等に対して、直接データが提供されることがある。

この場合の取決めの留意点は、（３）で示した研究機関等、民間事業者、行政機関等に対する留意点が該当する。

但し、漁業者が漁協・産地市場にデータ提供する際に、データの取扱いについて独占的な利用等を認めている場合には、漁業者から漁協・産地市場以外に、直接データを提供すること自体が、漁業や産地市場との取決めに反する可能性があるため、留意する必要がある。

第3. 水産分野におけるデータ利用関係の特徴

1. 水産分野におけるデータの特徴

水産分野において生成・活用されるデータについては、以下のような特徴を有している。

本章の概要

- 本章では水産分野におけるデータ利用のあり方について整理する。具体的には以下のものが挙げられる。
- 漁業における事実上の利害関係を踏まえた利用ルールのあり方については、契約による保護の重要性を示すとともに、営業秘密としての保護の可能性についても示している
- 多様な漁業形態を踏まえた利用ルールのあり方については、漁業における利用ルールと養殖における利用ルールについて示している。
- 個人情報となりうる可能性のある情報を加味した利用ルールのあり方では、個人情報保護法上の対応について示したうえで、個人事業主における営業情報と個人情報の関係なども示している。
- 漁業協同組合等の関与を想定した利用ルールのあり方では、データの提供に関する漁業者と漁業協同組合との関係について示している。
- 政策的な観点を踏まえた利用ルールのあり方では、特にデータ生成やその成果に関して公的資金等を投入した場合の、政策的な観点でのデータ利用の範囲のあり方について示している。

(1) 漁業に係るノウハウの多くが法律上権利化されていない

操業時間や漁場位置、漁具等の漁業を行う上での情報については、法律上権利化されておらず、事実上の利益でしかないため、一旦流出してしまうと、権利の保護が期待できないことから、事実上の利益を確保するためには、情報が秘匿されることがある。

また、知的財産の観点から見た場合には、権利として保護することが難しい場合が多く、営業秘密として扱われることがある。

このように、漁業、特に自由漁業における情報は、開示することにより、情報提供者の利益が損なわれるおそれがあるため、データが流通しにくいという性格を有している。

(2) 漁業者の多くが個人であるため、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報や個人事業主としてのデータとして取り扱う場合がある。

水産分野の情報を提供する漁業者には、個人事業主が多いことから、操業情報や水揚げ情報も漁業者個人と紐づいて提供されることがある。そのため、個人事業主である漁業者から提供される情報は、活用されるデータの内容や状況によっては、個人情報となる場合がある。

データ提供に係る利用ルール一般でも、提供データに個人情報が含まれることは想定されており、個人が特定される場合には、個人情報保護法等に則った対応を講じるべき旨が各種ガイドラインにおいても示されている。水産分野の場合には、その傾向が高い上、漁獲に係る情報（例えば操業地点や操業時間）は事業主個人に結び付けた経済的なノウハウに関わるものも多いことから、データ提供関係の取扱いにおいては、これらの状況を踏まえた対応が求められる。

一方、個人事業主のデータは事業主として取り扱う必要が生じる。事業主のデータについては、取引などにおいて提供が求められるものであり、商慣習の範囲で第三者への提供が求められることもある。これらは、営業秘密などの形で、保護されることが多い。

個人事業主のデータの保護については、これらの二面性の観点から、検討される必要がある。

(3) 漁業協同組合を経由してデータ提供がなされるケースが多い

水産分野のデータ提供関係において、漁業協同組合は重要な位置づけを果たしている。漁業協同組合は組合員のために事業を行っており、組合員たる漁業者が提供する情報の取りまとめを行ったり、必要に応じて外部への提供等を行ったりすることもありうる。また産地市場を経営している場合には、産地市場における取引等に係る情報の管理等を一元的に行っていることもある。

一方、スマート水産業においては、データを活用して漁業者自身が創意工夫を行うことなどが想定されており、この場合、漁業者は、必ずしも漁業協同組合を経由しないで、データの提供を行うこともある。

そのため、データ提供に係るガイドライン策定においては、漁業者と漁業協同組合の関係を念頭に、漁業協同組合経由で行う利用関係や、漁業者自らが行うデータの利用関係のそれぞれに即応した検討が求められる。

(4) 漁業者・漁協にクローズドな利用関係が多い

従来、漁業者から漁業協同組合へ提供されたデータや、試験研究のために提供されたデータなどは、比較的クローズドな範囲での利用関係が多かったと考えられる。提供の前提として、提供者と利用者の間で一定の信頼関係が存在することから、提供者が想定していない利用や流出といった事態は生じにくい。そのため、詳細な利用関係や権限等の取決め等もなされてこなかったところである。

一方で、今後推進していくスマート水産業においては、幅広いデータ利用者を想定し、これらの創意工夫を通じて、漁業者や関係者においてメリットが生じるような製品やサービスが開発されることが期待されている。そのため一定の範囲で、オープンなデータ利用が求められている。

従来のクローズドな利用関係において保護された当事者間の利益や信頼が、オープンな利用により損なわれるおそれがあれば、データの提供自体が滞ることも懸念される。そのため、本ガイドラインでの検討においても、この観点から検討が求められる。

(5) 漁業政策上用いられるデータの要請が大きい

漁獲データについては、資源評価を行うための基礎となるものであり、資源情報を適切に把握することにより、適切な漁業政策を実現することが可能となる。

改正漁業法において、新たな資源管理のために科学的な調査や評価を行うことが位置付けられるとともに、知事許可漁業と漁業権漁業についても、漁獲実績の報告が義務化されるなど、水産分野のデータについては、漁業政策上の利用のニーズも高くなっている。

政策上、データを利用する場合には、法律に基づいてデータを収集する場合と、法律に基づかないでデータを収集することが想定される。前者は、法律に基づいて行われるため、法律で示された目的や対象情報等の範囲であれば、データの提供者との関係で、特段の事務的な対応は要しない。しかし、後者の場合には、データ提供者との間では、データ提供に関する同意を得る必要が生じる可能性がある。

本ガイドラインにおいては政策上の要請に基づいてデータを利用する際に、データ収集の態様に応じた、手続関係を考慮した利用ルールのあり方を含んだものとする。

2. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針

水産分野で取り扱うデータの特徴等を踏まえて、本ガイドラインにおけるデータ利用関係のルールの方針を示す。

(1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール

水産分野におけるデータの特徴を踏まえ、以下のような観点からデータの利用関係について示す。

① 漁業における事実上の利害関係を踏まえた利用ルールのあり方

漁業の場合には、秘密保護等の観点から見ると、法制度に基づいて知的財産の保護を図ることが難しいケースが多い。

他方、漁場や養殖に係るデータが流出することにより、良好な漁場に関する情報や養殖技術に関する情報がオープンになってしまうと、結果として大きな経済的な損失を被ることが懸念される。

このような観点から、漁業における事実上の利害関係に着目して、利用ルールのあり方を示す。

1) 契約等による保護

海面漁業の場合には、操業している海域の周辺への第三者の立ち入りを禁止することは難しい。そのため、漁場等の情報を知的財産で保護することは、秘密管理性の観点から難しい。このこと自体は、スマート水産業が実現する中でも変わらない。悪質な第三者に対しては、従来通り、不法行為（民法第709条）などにより対応することが求められる。

スマート水産業において懸念されるのは、漁場等の情報を直接提供する場面であっても、その流出が懸念されることで、生産者等から提供されず、生産者等のデータの高度な活用ができず、結果として漁業全体に活かされないことである。

そこで、生産者等から直接提供される場面においては、漁場の情報等、直接営業秘密により保護されないものであっても、提供先に対して営業秘密と同様に取り扱うことを契約において示すことが重要である。

例えば、データの提供者が「秘密」として指定したデータ等に関しては、当事者間の守秘義務の対象とする、第三者への提供は当事者の合意に基づくものとする、管理方法は営業秘密に準じた方策を講じる等を内容として、当事者間での契約において保護することが必要である。

なお、契約で取決めた内容は当事者のみであり、直ちに第三者には契約の効果は及ばない。そのため、第三者にさらにデータが提供された場合には、別途、第三者に提供した者と第三者の間で、提供データを秘密として管理する旨の契約を結ぶ必要がある。

そこで、提供するデータを契約で秘密として取り扱うだけでなく、提供するデータ自体を加工するなどにより、流出した場合のリスクに備えることも想定される。そこで提供先との関係で、提供内容となるデータの内容を定めることも重要である。

さらに、このような当事者間での契約による保護のうち、共通的に求められる内容を、生産者等が行う契約全体で共通となるように普及させることにより、結果として生産者等から直接提供されるデータに係る契約においては、すべて同様の保護を内容を含むものとなる。その結果、営業秘密のような権利性のある保護の対象であるか否かを問わず、生産者等全体で、同様の保護が享受できることになる。

2) 営業秘密としての保護

法律上の保護という観点で見ると、営業秘密として保護できるものであれば、営業秘密として保護できるようにすることが望ましい。営業秘密には

- ・ 秘密管理性 秘密として管理されていること

- ・ 有用性⁶ 有用な技術上又は営業上の情報であること
- ・ 非公知性 公然と知られていないこと

の3要件を満たすことが必要とされている⁷が、特に水産の生産の場においては「秘密管理性」を満たすことが、難しいことが多い。これは漁業が公有海面を利用するものであり、その立ち入りは禁止されていないことが多く、外部からの観察されることで秘密として管理しにくい、という性格に根差すものである。

但し養殖などの場合には、海面自体への直接的な立ち入り禁止が難しい場合でも、周辺の施設や区域への立ち入りを禁止し、外部からの観察を制限することで秘密管理性を確保することなどが想定される。

生産者等が、例えばシステム上で、セキュリティ措置を講じたうえで管理しているデータを、外部の者に提供する場合には、内容によっては営業秘密により保護されるため、事務所内で管理するデータ等については、営業秘密の要件を満たすように管理するのが望ましい。但し上述のように水産分野でのデータについては、営業秘密に該当しない場合もあることから、原則としてはデータ提供に際しては、契約を締結して、データ提供者の利益を保護することが重要である。

② 多様な漁業形態を踏まえた利用ルールのあり方

1) 漁業における利用ルール

海面漁業の場合には、データの収集・創出という観点から見ると、操業自体は一般的な事業活動との間に大きな違いは見られない。例えば操業中に船等から得られるデータは、工場などでの機器から得られるデータと同様であり、また環境に関するデータ（温度、湿度、水温等）及びその計測（センサーからの計測等）についても、一般的な事業活動において収集するものと同様であると考えられる。このような観点から、海面漁業においては、経済産業省ガイドラインを参照することにより、データの利用関係等を整理することができると考えられる。

なお漁法等のデータ項目は、漁獲区域等と組み合わせることにより、操業者を容易に特定しやすい場合がある。そのため提供時の取扱い（例えば特定しにくくするよう加工してから提供する）、提供先での取り扱い（他の情報との突合等による識別を制限する）について、この点を踏まえた取決めを行うことに留意する必要がある

2) 養殖における利用ルール

養殖については、公有海面を利用しているという点以外は、概ね農業におけるビジネスモデルと同様である。従って、基本的には農業分野におけるガイドラインを参照する

⁶ 漁業者が「ノウハウ」とするものには、有用性を欠くとされるものも含まれる。例えば伝承等のレベルで、再現性などが担保できないような情報は、必ずしも有用な技術情報とは言えないケースがあり、有用性を欠くとされる場合も想定される。

⁷ 例えば、勘や経験などに基づくものの、それが明文化等により形式化されていないもの（暗黙知）については、保護の対象が明確にできない場合には、営業秘密の対象としては保護しえないことがある（農業分野におけるAI/契約ガイドライン P45）

ことにより、データの利用関係やノウハウの利用関係のルールを、データ提供を行う生産者等と相手方で行うことができると考えられる。

③ 個人情報となりうる可能性のある情報を加味した利用ルールのあり方

1) 個人情報保護法上の対応

生産者等が提供するデータに個人情報が含まれている場合には、データ提供契約と併せて、個人情報保護法上の対応として、個人情報の主体である者から、各種同意を取得することが求められる。

例えば漁業者が漁業協同組合に対して個人データ提供を行う場合、

- ・個人情報の利用目的に関する同意（個人情報保護法第 19 条）

が必要であるほか、漁業協同組合が第三者に個人データの提供を行う場合には、

- ・第三者提供に関する同意（個人情報保護法第 23 条）

を取得することが求められる。（図 13①部分）

これらの同意は、漁業者が漁業協同組合に対して、例えば業務委託を行う際に取り交すデータ提供契約とは別に、行う必要がある（実際の書面は同一の書面で行うことは可能）。

また第三者提供の同意に関しては、第三者の定義は、個人情報の主体を基準に考えることになる。例えば漁業協同組合が、データの利用者にデータ提供を行うために契約を行う場合には、漁業協同組合と提供先はデータ提供契約の当事者であるが、個人情報に関しては、漁業者から見てデータ提供先は第三者に該当するため、漁業協同組合は、漁業者から第三者提供の同意を取得する必要がある。（図 13 ②部分）

さらに提供先から別の者にデータを提供する場合には、漁業協同組合は再提供も視野に入れた同意を漁業者から取得することが求められる。（図 13 ③部分）

このように個人データの提供を行う場合には、データそれ自体を提供するための契約のほか、個人情報の同意という 2 つの観点での手続きを行う必要が生じる。

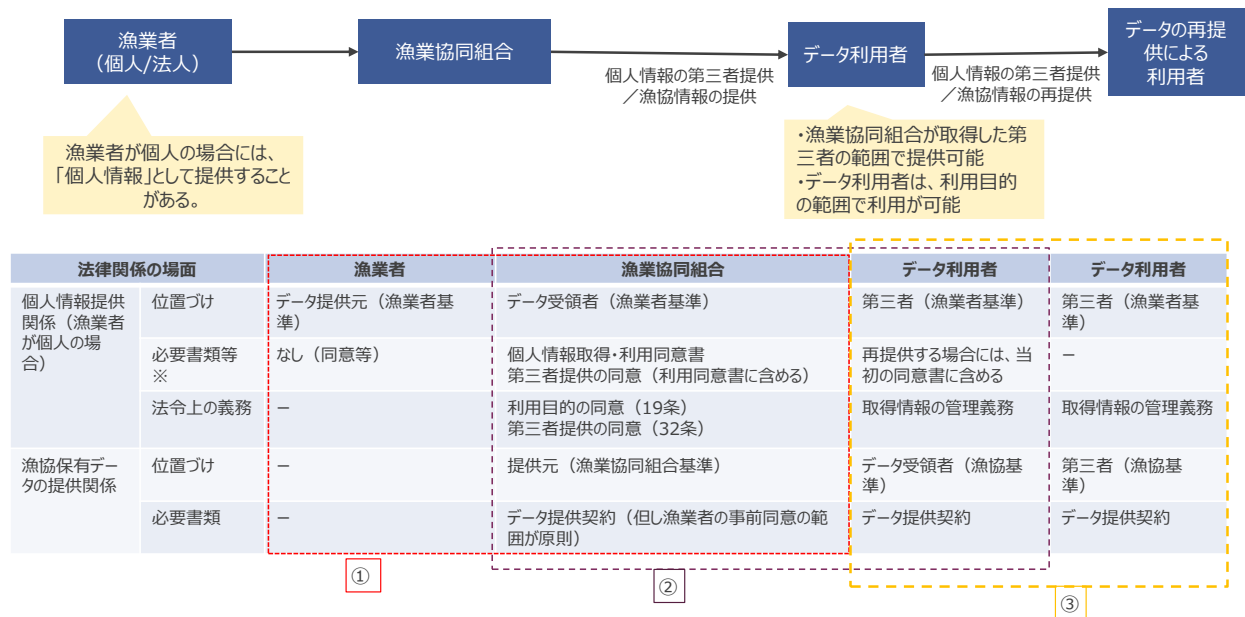


図 13 漁業者の個人情報を提供する場合の手続関係

2) 個人事業主における営業情報と個人情報

漁業者の多くは、個人事業主であり、他の分野に比べて、漁業者情報は個人情報となるものが多いと考えられる。一方で、個人事業主の場合でも事業に関する情報については、営業秘密として保護できるものも含まれている。

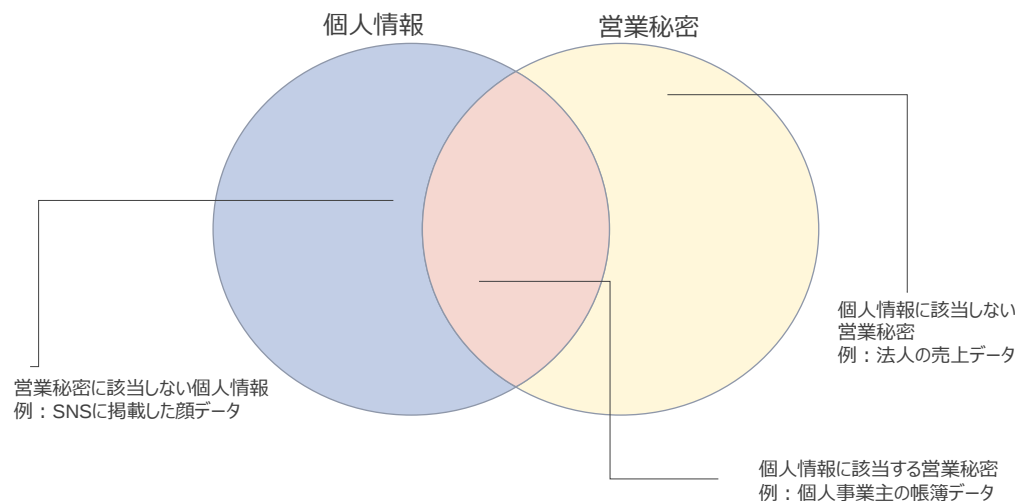


図 14 個人情報と営業秘密の関係

事業に関する情報の保護という点で見ると、個人事業主と法人との間で差を設けるのは必ずしも妥当ではなく、本来的には個人事業主の事業に関するデータの保護も法人の場合と同様に営業秘密という観点で、保護することが望ましい。

そこで、個人事業主である漁業者からデータ提供を行う際の契約内容の判断として、個人情報であることの有無に基づくよりも、本来は営業秘密に該当するか否かの判断で行うことのほうが望ましい。営業秘密に該当するようなデータであれば、不正競争防止法上の保護を受けることもできる（ただし漁業者の情報がすべて営業秘密に該当するとは限らない）。

このような視点で契約内容を定めていくことで、法人の場合同様の保護が可能となる。

④ 漁業協同組合等の関与を想定した利用ルールのあり方

生産の場面でデータ生成する場合、基本は漁業者によるものであるが、漁業者が提供するデータについては、必ずしも漁業者が提供主体になるとは限らない。例えば漁業者と漁業協同組合の間で、各種データのとりまとめや報告様式への整理などについて、委託契約が結ばれ、漁業者の漁獲や養殖に関する情報のデータ化は、漁業協同組合が行うケースがみられる。

また漁業者が産地市場に水揚げする場合、産地市場において計量される水産物のデータや、競り等により売買された結果に関するデータは、産地市場によっても生成されるものと整理できる。この場合、産地市場を漁業協同組合が運営している場合には、漁業協同組合の関与が大きいことになる。

従って生産者等によるデータ提供という点で見ると、漁業協同組合が関与するケースが多く、またデータ自体の生成を担っているケースも多い。

そのため、漁業協同組合が漁業者のデータ提供を行っている場合、漁業者自身が行うデータ提供との関係を整理する必要がある。既に述べたように、データそれ自体には権利として保護されないことから、データの提供は契約に基づいて行われることが重要である。このデータ提供を行う際に、漁業協同組合がデータの独占的な利用権限に関する取決めをしている場合は、漁業者は自分自身でデータを別の者に対して提供をすることが難しくなることになる。

⑤ 政策的な観点を踏まえた利用ルールのあり方

水産物のデータの中には、例えば産地市場における水産物の売上に関するデータや、漁業者が操業において用いた漁船の燃料に関するデータなど、通常の民間事業者の活動に伴うデータが主となるが、一方で漁場に関するデータや特定海域における漁獲量に関するデータ等、わが国の資源評価においても必要なデータも含まれる。

また養殖業の生産性を向上させるために政策的に資金を投入することにより得られた創意工夫に関する情報なども含まれる。

このような資源評価に関するデータや政策的に資金を投入して得られた情報などについては、わが国の漁業の競争力の向上や資源評価に基づく政策を遂行する上で、重要な内容となるため、生産者等が保有するものとはいえ、その提供等に関しては、政策的な配慮を行うことが求められる。

特にデータの場合には、権利性がないことから、データの利用権限等を有する者の一部から流出すると、回復不能な状況になりやすい。

政策的な資金投入して得られた情報（データ、ノウハウ等）については、資金を投入した機関等との間で外部提供の範囲について、あらかじめ取決めておき、資金投入した趣旨等に反しないような取り扱いを行う、などが想定される。

このようなルールを定めることにより、スマート水産業の目的である我が国や特定の地域における漁業の競争力向上やサステナブルな漁業の実現等の政策に反しないデータの活用を行うことが期待される。

(2) 他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール

他のガイドラインを踏まえた、水産分野でのデータ利用ルールの内容を示す。

① 経済産業省ガイドラインを踏まえてルール検討をする水産分野における利用関係

経済産業省ガイドラインにおいては、データの利用関係やその対象となるデータについて、特定の分野を想定せずに、当事者間で定めるべきルールのあり方等を示している。

水産分野の場合には、例えば、民間事業者間でデータ提供関係に立つ場合には、取り扱うデータが水産分野データの場合であっても、漁業関係者特有の利害がないようなケースでは、原則として一般的なルールに基づいて利用関係に関する取決めを行うことになる。

また民間事業者が、保有する気象データ等を漁業関係者に提供するような場合には、提供後に水産分野のデータとなりうるものの、提供前は水産分野のデータではないことから、原則として、一般的なルールに基づいて、取決めが行われることになる。

このように水産分野におけるデータ利用関係であっても、一般的なガイドラインに基づいて、当事者間の取決めを行うべきケースがあることから、このような場面を整理した上で、その場合に一般的に適用される契約条項等を示す。

② 農業分野ガイドラインを踏まえてルール検討をする水産分野における利用関係

農業分野ガイドラインは、主に農業関係者の利害関係の特徴を踏まえて、当事者間の利用ルールのあり方について示すものである。水産分野のデータ利用関係においても、これと同様の内容として捉えられる部分については、農業分野ガイドラインに基づいた取決めを行うことが妥当である。

例えば農作物の生産に係る創意工夫などについては、水産分野においても養殖業等での漁業関係者の創意工夫と同様に保護すべきケースが想定される。そこでこのような創意工夫の保護や、これを成育するための必要なデータの利用関係（AIの開発等を含む）の取決めにおいては、農業分野ガイドラインに示されるルールのあり方等を踏まえて、検討することが想定される。

このように、農業分野ガイドラインが想定する関係者保護の観点からの利用ルールについて、水産分野で適用されるケースを整理した上で、農業分野ガイドラインと同様の内容が適用される契約条項等を示す。

第4. データ利活用に関するモデル契約書におけるポイント

1. モデル契約書の提示方針

本章の概要

- 本章ではモデル契約のポイントを示す。
- 農業分野における AI・データ契約ガイドラインをベースに、その適合可能な範囲を示しつつ、今回、水産分野での特徴として特に変更が必要であると考えられる。
- また農業分野における AI・データ契約ガイドライン同様、タームシートの重要性についても示す。

(1) モデル契約書のポイントの提示方針

本項では、モデル契約書の提示を行う。

モデル契約書の提示については、以下の方針で行う。

- ・ 本モデル契約書は、水産分野の生産者等が提供するデータの利活用に関する契約を想定する。
- ・ 水産分野の生産者等が提供するデータの利活用に関する契約については、基本的には農業分野における AI・データ契約ガイドライン（データ利活用編）におけるデータ提供型またはデータ創出型の契約のひな型が該当すると考えられる。そこで水産分野における違いなどを踏まえた個所のみ解説において提示する（別冊に参考までにモデル契約書案のひな型を掲載）。
- ・ 第三者提供については、水産分野の生産者等からの提供先、または水産分野の生産者等からの提供先と第三者の間でのデータ等の提供契約になる。そこで基本的には農業分野における AI・データ契約ガイドライン（データ利活用編）におけるデータ提供型またはデータ創出型契約のひな型が該当すると考えられる。ただし水産分野に関連する派生データにおける特殊性を鑑みて、農業分野における AI・データ契約ガイドラインの提供における留意点を示すこととする。

(2) タームシートの添付

契約書においては、契約内容の概要が一覧で把握できるよう、タームシートをつけることが望ましい。タームシートの例を図 15 に示す。

タームシートは、契約の目的や契約概要、当事者間で提供したデータやノウハウの概要やその利用期間、成果として得られた知的財産とその帰属や利用関係、秘密保持に関する内容などを一覧できるように示すものである。図 15 は研究開発を目的とするものの例であるが、一般的なデータ等の提供やサービス提供においても、同様の項目を設けることで対応することが想定される。

これにより水産分野の生産者等において、提供したデータや成果物についての法律関係等を容易に把握することができ、事後の紛争の発生を未然に防ぐことが期待される。

類型4（企業帰属・大学による他社許諾）

共同研究契約書(案)

〔 〕大学（以下、「甲」という。）と〔 〕（以下、「乙」という。）とは、以下の研究項目に掲げる共同研究（以下、「本共同研究」という。）の実施に関し、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。
 （契約項目表）

1. 研究題目					
2. 研究目的					
3. 研究内容					
4. 研究担当者	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割	
	甲				
	乙				派遣の有無
5. 研究実施場所					
6. 研究期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで				
7. 研究経費の負担	区分	研究費			
	甲	〔 〕円			
	乙	〔 〕円			
	合計	〔 〕円			
8. 施設及び設備	区分	施設の名称	設備 名 称	規 格	数 量
	甲				
	乙				
9. ノウハウの秘匿期間	本共同研究終了日（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算して〔 〕年間				
10. 秘密保持義務の有効期間	本共同研究終了日（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算して〔 〕年間				
11. 成果に関する知的財産権の帰属	甲	—			
	乙	・単独帰属（第13条）			
12. 成果に関する権限（実施権、選択権等）	甲	・研究目的の無償・非独占的使用（第15条） ・乙以外の第三者への使用許諾（第16条） ・一定期間内に事業化されない場合の譲渡／優先交渉権（第17条）			
	乙	・実施／実施許諾（第14条、第15条）			

（以下、余白）

出所：「大学等における知的財産マネジメント事例に学ぶ共同研究等成果の取扱いの在り方に関する調査研究～さくらツールの提供～」（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1383777.htm

図 15 タームシートの例

2. 生産者等が提供するデータの利活用場面におけるモデル契約

(1) 生産者等が締結するデータ提供に係る契約

① 生産者等が締結するデータ提供提供に係る契約の概要

水産分野の生産者等が提供するデータの利活用場面では、農業分野における AI・データ契約ガイドライン（データ利活用編）の「データ提供型契約」、あるいは「データ創出型契約」における状況と共通することから、この契約の内容が該当する。水産分野の生産者等が保有するデータを提供して、データの利活用を行うケースは、「データ提供型契約」が該当し、水産分野の生産者等が提供先と協働してデータの創出（例えば水産分野の生産者等の養殖海域に、ICT サービス事業者がセンサーなどを設置して、データ収集等を行い、研究開発するようなケース）を行うケースは、「データ創出型契約」が該当する。

データの利活用に際しては、農業分野における AI・データ契約ガイドラインの関係で、以下の点を考慮する必要がある。

- ・水産分野のデータの利活用においては、水産分野の生産者等からのデータ提供については特殊性がある（農業分野における AI・データ契約ガイドライン第3章参照）。

② 生産者等が締結するデータの利活用目的でのデータ提供に係る契約の契約条項

水産分野の生産者等からの一般的なデータ提供に係る契約に関しては、水産分野の特殊性などに鑑みた対応が求められる。そこで、上述の農業分野における AI・データ契約ガイドラインにおいて示されている契約条項等に対して、これらの観点からの考慮を行う必要がある。

本項では農業分野における AI・データ契約ガイドラインにおいて示した条項から、データの利活用目的で提供する際に変更が求められる点について解説する。なお、本項で示した変更点を含むデータの利活用目的でのデータ提供に係る契約書のひな型については、巻末に掲載する。

1) データ提供型契約の形態で、水産分野の生産者等がデータ・ノウハウを提供する際の契約条項

(a) 定義規定（農業分野における AI・データ契約ガイドライン（データ利活用編） データ提供型契約書案第 1 条関係⁸⁾）

【提供データ】

第 1 条（定義）

本契約において、次に掲げる語は次の定義による。

- ① 「提供データ等」とは、本契約に基づき、データ提供者がデータ受領者に対して提供するデータ提供者が利用権限を有する情報（ノウハウほか）、データおよび／または画像であって、別紙に詳細に定めるものをいう。

【目的】

農業分野における AI・データ契約ガイドライン（データ利活用編）のモデル契約書案第 1 条第 3 項では、「本目的」として、データ提供型契約において、データ受領者が受領データを利用する目的が定められている。

データの利活用を目的とする場合に水産分野の生産者等が提供するデータには、潜在的に水産分野の生産者等のノウハウなどが含まれていることもあるため、受領者側の利用目的を明確にすることは重要である⁹⁾。また、成果である AI や派生データの活用の活性化を予定している場合には、それらの内容についても目的において記述するとともに、利用条件などの部分で、利用と保護のバランスをとった内容とすることが求められる。

「本目的」の内容は、このような観点を考慮して、定められている。

なお、データの利活用の場合には、例えば単に「AI 研究開発」とするだけでは必ずしも十分ではなく、具体的にどのようなデータの利活用の目的であるのかまで示さないと、提供後のデータに対する水産分野の生産者等のコントロールが失われるケースがあることに留意する必要がある。

(b) 提供データ等の利用許諾または譲渡（提供型モデル契約書案第 3 条関係）

データの利活用目的でデータ提供する場合には、例えば提供データから一定の法則性を抽出して、AI に反映することが目的とされる場合がある。そのため、データの利活用の対象によっては、水産分野の生産者が有するノウハウを形式知の形にするケースもあるため、水産分野の生産者等が不測の損害を被らないよう、データの提供に

⁸⁾ 以下、1) では「提供型モデル契約書案」という。

⁹⁾ 農業分野における AI・データ契約ガイドライン（データ利活用編）では、水産分野の生産者等がデータの提供に際して、不測のノウハウの流出に対する不安があるとし、「不安を取り除く第一歩として、かかる栽培ノウハウまたはそのノウハウを構成するデータや画像が、意図していない目的に使われないことを契約で明確に約束させることは非常に重要である」とする。そのうえで、水産分野の生産者等にとって予測し易い平易な文言で、目的の特定をし、契約書に記載することが望ましい」とされる（PI 6）。

当たっては、利用目的やデータ受領者が生成した成果の開示・提供先について合意を得ることが重要である。

なお提供対象となるデータ等については、提供者において利用許諾や譲渡に関する正当な権限を有することが前提となる。例えば複数の漁業者等により共同で管理されているデータ等や、漁業者と漁業協同組合が共同で管理しているデータ等については、一部の構成員等がデータ提供を行う場合には、その者に代理権・代表権などがあることが前提となる。データ受領者は、この点について必要な確認をとることが求められる。

また、合意された目的以外にも、例えば災害発生時等の人の生命、身体又は財産の保護のために国の機関又は地方公共団体から協力要請があった時は、必要な範囲でデータを開示・提供する等の対応が求められる場合があることにも留意する。

【提供データの利用目的】

農業分野における AI・データ契約ガイドライン（データ利活用編）モデル契約書の第3条第1項では、提供データについて、第1条で示した「本目的」の範囲での利用について定めており、それ以外の目的での利用を禁ずる内容となっている。データの利活用においても同様の規定が求められる。

データの利活用を目的に関して、目的外利用とされる例としては、

- ・提供目的での利用後に、データ受領者内部での全く別のデータの利活用を行う
- ・目的に示される利用範囲を超えてデータを使用する

などが想定される。

データ受領者側の利用目的が明確になっていないと、提供したデータに対する水産分野の生産者等のコントロールが失われることになり、データ受領者側の解釈により、データやノウハウの利用がなされる可能性があるほか、別の第三者に対してデータやノウハウを提供する場合の支障となる可能性が生じうる（特にデータ提供先と競業避止に関する取決めを行った場合）。このような事態を避ける観点からも、データの利用目的を明確にすることは重要である。

【公的資金等による研究開発の場合の開示、提供先の制限】

データの利活用が、国や地方公共団体などの公的資金の事業による場合には、研究開発によるものである場合には、第三者提供先については、競争力強化や他地域との差別化強化などの政策目的が反映されるケースがある。

このような場合には、資金提供元の考え方にに基づき、「特定地域内での利活用を行う」、「地域外への提供を妨げる場合がある」などの制限を設けられることが考えられる。

この点、農業分野における AI・データ契約ガイドラインのモデル契約書案においても規定されている内容であるが、水産分野においても同様のことが該当することに留意が必要である。

(c) 提供データ等に関する保証および非保証（モデル契約書案第 5 条関係）

【提供データの非保証】

農業分野における AI・データ契約ガイドライン（データ利活用編）におけるデータ提供型モデル契約書案では、第 5 条第 1 項では、データ提供者が提供したデータについて、提供先に対して原則として責任を負わない旨の規定を設けている。

これは、データ提供者において、提供データに対する責任の保証を求めることにより、データ提供者が萎縮してしまい、データ提供自体が進まなくなることを避ける目的で設けられている。

水産分野においても基本的には同様のことが該当する。スマート水産業を推進するためにはデータの利活用は不可欠であり、この観点から生産者等からのデータ提供を促すことが重要である。

一方、例えば漁業者と漁業協同組合においてデータが提供される場合には、法律上の報告目的などのためにデータ提供を行う場合があり、このような場合には提供されるデータの正確性などが求められる。そこで、例えば法律上の報告目的でのデータ提供等、特定の場面での提供に際しては、本条項の適用外とする旨の規定を設ける等が考えられる。

変更した提供型モデル契約書案（追記箇所は太字・下線で示す）

第 5 条（提供データ等に関する保証および非保証）

- 1 データ提供者は、提供データ等が、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 提供データ等の中に第三者が有していたデータ（以下「第三者提供データ」という。）がある場合には、データ提供者は、当該第三者から第三者提供データを本契約に基づき利用許諾をする権限を付与されていることを、データ受領者に対して表明し保証する。
- 3 データ提供者は、提供データ等の正確性、完全性、安全性（提供データ等がウィルスに感染していないことを含む。）、有効性（本目的への適合性を満たしていることを含む。）、提供データ等が第三者の知的財産権および／またはその他の権利を侵害しないこと、提供データ等が本契約期間中継続してデータ受領者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ提供者は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、提供データ等について一切の保証をしない。

4 第1項から第3項までの規定は、データの提供目的が法令等に定めるデータ提供者またはデータ受領者における義務を履行する目的でなされた場合には、これを適用しない。

5 第1項から第3項までの規定にもかかわらず、以下のいずれかの事由を原因として、データ受領者が損害を被った場合には、データ受領者は、データ提供者に対して損害賠償を請求することができる。

- ① データ提供者が、提供データ等の全部または一部を改ざんして、データ受領者に提供した場合
- ② データ提供者が有償で提供データ等をデータ受領者に提供した場合で、提供データ等の正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他提供データ等が第三者の知的財産権および／またはその他の権利を侵害することを故意により告げずまたは重過失により告げないで、提供データ等をデータ受領者に提供した場合

(d) 秘密保持義務（提供型モデル契約書案第10条関係）

【派生データ等の対象】

農業分野におけるAI・データ契約ガイドライン（データ利活用編）のモデル契約書案第10条では、データ提供者およびデータ受領者の間で定めた「秘密情報」についての管理義務について定めている。

水産分野においても、基本的には本条項の内容は該当する。ただし水産分野においては、海域等の自然現象などを踏まえて経験的に得られた情報であるものの、必ずしも再現性が低い情報（営業秘密の要件で、有用性を満たさないもの）などが含まれることになる。このような情報を一律に「秘密情報」として、当事者において厳しい管理義務を負わせる場合には、データ受領者における利用目的を達せないこともあるため（例えば再現性の低い情報に対して、別の情報を加えることにより、新たな制限性の高い法則のある情報を生み出す等）、秘密情報の範囲の設定においては、当事者の利用目的なども勘案したうえで、決定することが望ましい。

(e) 派生データ等の取扱（提供型モデル契約書案第11条関係）

【派生データ等の対象】

農業分野におけるAI・データ契約ガイドライン（データ利活用編）のモデル契約書案第11条では、提供データ等と派生データの取扱いとして、利用権限や本契約における業務を通じて得られた知的財産権についての帰属等について定めている。

データ受領者は派生データ以外に、成果物として学習用プログラムや推論プログラムなどの著作物や、これに関連する特許権などの知的財産権を生成することが想定される。そこで本項での対象として「派生データ等（本件成果物を含む）」として、これらを含めることができるような記載とした。

変更した提供型モデル契約書案（追記箇所は太字・下線で示す）

第11条（派生データ等の取扱）

1 データ提供者およびデータ受領者は、本目的のために自ら派生データ等（本件成果物含む）を利用することができる。

この利用の中には、本目的のために、派生データを加工等することが含まれる。

【公的資金等による研究開発の場合の開示、提供先の制限】

派生データ等の本件成果物の開示や提供先についても、当初データ同様、データの利活用が、国や地方公共団体などの公的資金の事業による場合には、研究開発によるものである場合には、第三者提供先については、競争力強化や他地域との差別化強化などの政策目的が反映されるケースがある。

このような場合には、当初データにおいて設けた規定と同様の制限を設けられることが考えられる。

農業分野におけるAI・データ契約ガイドラインでは、モデル契約書案第11条において、この点を踏まえて利用範囲の制約条項を設けている。水産分野においても同様の場面においては、このような条項を設けることが望ましい。

農業分野におけるAI・データ契約ガイドラインにおける提供型モデル契約書案

3 データ提供者およびデータ受領者は、相手方当事者の事前の書面による承諾がない限り、本目的以外の目的で提供データ等を加工等その他の利用をしてはならず、提供データ等、派生データ、および本件成果物を第三者（データ提供者またはデータ受領者が法人である場合、それらの子会社、関連会社も第三者に含まれる。）の開示、提供、漏えいさせてはならない。

本項に従い、開示、提供等先となる第三者については、本研究開発における政策的な目的などの観点から、●●地域内での利活用を行える第三者に限定する。

③ 生産者等が締結するデータ提供／データ創出型契約における確認項目（チェックリスト）

データの利活用における水産分野の生産者等が締結するデータ提供／データ創出型契約における確認項目についてのチェックリストの例を表 13 に示す。

データの提供を行う水産分野の生産者等は、データの受領または共同で創出する相手方と、チェックリストの内容についての取決めがなされているかを確認することが想定される。

表 13 生産者等が締結するデータ提供契約における確認項目例

カテゴリ	契約内容として確認する項目等	有無（○をつける）	項目としてない場合の代替的対応	チェックの観点
契約の目的	データ提供の目的			契約の目的があいまいである と、各条項が詳細に定められていない場合に、不測のトラブルが生じることがある（例：提供データの目的外利用、無断商用利用等）
各種定義	データ名、項目名、加工、派生データ、著作物、ノウハウ			契約対象なる用語を明確にすることで、解釈による不一致が生じないようにする（例えばノウハウの範囲など）
提供したデータ（当初データ含む）	提供データ名（ファイル名、データベース名等で特定できれば特定）			提供データの内容を明らかにすることで、契約の対象となるデータの範囲等を明らかにする。
	データの範囲（項目、粒度、量（件数ほか）			
	データの期間			
	データの提供方法（ファイル、自動送信等（自動送信の場合には送信元の機器も含める）			データ提供（創出）者が提供に際して行う義務などを明らかにする。
	提供頻度			
	創出型の場合には創出・取得・収集方法			
	データの保証・非保証・免責			
データの利用条件	利用目的、加工の有無、条件			提供したデータの利用目的、加工の有無、条件などを明らかに

カテゴリ	契約内容として確認する項目等	有無（○をつける）	項目としてない場合の代替的対応	チェックの観点
				することで、提供者の意に反した利用方法を防ぐ。 提供データの利用の仕方により、水産分野の生産者等のノウハウが分析される可能性がある（データの組み合わせや分析方法等）がため、利用目的との関係で、利用方法やノウハウとの関係を確認することも求められる。
	第三者提供の可否、範囲、手続（提供や創出するデータ、ノウハウ、派生データ、およびこれらより生じる知的財産ごとに示す）			データ提供者が意図しない第三者への提供を防止する
	利用に関する独占・非独占（提供や創出するデータ、ノウハウ、派生データ、およびこれらより生じる知的財産ごとに示す）			提供データ（当初データ）や創出データ、派生データ、ノウハウが、提供により相手方に独占的にする権利が移転するか（提供者が使えなくなるか）、提供後も利用できるかなどを示す。
	利用期間（特に契約期間との関係を確認）			提供データ（当初データ）がいつまで利用されるのか（契約期間内か、一定期間内か、無期限か）などを明確にする。これにより、提供データの保護や、データ提供者が別の提供先にデータ提供するなどの関係を明らかにすることができる。
	利用する地域			データの提供・創出者が意図しない地域での利用を防止する
	利用方法（利用環境ほか）			A I 研究開発者がデータを利用するための環境（A I 研究開発者が自由に決めた場所で利用できるか、データ提供者が管理するサーバ上のみだけでの利用か等）

カテゴリ	契約内容として確認する項目等	有無（○をつける）	項目としてない場合の代替的対応	チェックの観点
	派生データ、成果物等の提供者へのフィードバック			データの提供・創出者に対する派生データのフィードバックや利用権限の設定があるか
	利用に関する対価の有無と内容、決定方法等			データの提供・創出者に対する報酬の設定や、サービス等利用の優遇条件設定等があるか。
	知的財産権の帰属と人格権の不行使等			プログラムや特許権等の知的財産権の帰属や、著作権等の人格権の不行使があるか（成果物の変更の可否などが関係する）
	本契約に関連する契約の有無及びその関係（データ提供等に係る契約の前提となる契約や、データ提供等を受けて行う研究開発契約の有無、および本契約と関連する利用条件等の事項の有無）			データ提供契約等の契約目的の背景にある契約（例えば国からの委託契約に基づく等）や、成果物の第三者提供契約の有無を明らかにすることで、本契約で定めた契約内容との整合性を確保すべき契約の範囲を明らかにする。
データの管理方法	管理基準・注意義務の内容			提供（創出）データや派生データの管理内容や前提となる善管注意義務のレベルを明確にすることで、管理責任の重さを明らかにする。
	営業秘密等に関する管理方法			提供データ等が提供者側で営業秘密や限定提供データとして取り扱っている場合に、提供先での営業秘密等の管理方法を確認する。
	個人情報の範囲、取扱い、管理方法			対象とする個人情報の範囲（特に IoT データ）を明確にするほか、内部的な取扱い（生データのまま使うか、仮名化データに加工して使うか等）や管理方法などについて明らかにすることで、法律上の対応状況のほか、リスクを把握する。

カテゴリ	契約内容として確認する項目等	有無（○をつける）	項目としてない場合の代替的対応	チェックの観点
	データの管理方法			データの管理方法（主にセキュリティ）を確認する。
	管理状況の報告（内容、方法、頻度）			管理状況に関するデータ提供者等への報告の有無やその方法（web上、メール、他）、頻度（月次、年次など）を明らかにする。
	管理の是正等			データの管理方法に問題が生じた場合の、是正方法・方針などを示す。
	契約終了後のデータ削除対象、方法・報告等			契約終了のデータ削除（削除する場合）の対象や返還・削除方法、削除したことについてのデータ提供者への報告方法（削除証明書をつけるか否かなど）を明らかにする。
契約上の一般的事項	秘密保持義務			秘密の定義内容や、範囲を明らかにしたうえで、当事者間の秘密保持の対象や期間（契約終了後含む）について確認できるようにする。
	損害賠償関係			データ漏洩等が生じた場合の損害賠償責任の範囲・基準（注意義務の内容）、損害賠償の予定、損害賠償額の上限の有無などを確認する。
	免責			損害賠償責任などに対する免責条項（不可抗力ほか）
	契約の有効期間			契約の有効期間について確認する（提供データの相手方の利用範囲に関係する）
	解除			契約の解除事由の確認（相手方に契約に反する利用があった場合に解除できるかどうかに関係する）

カテゴリ	契約内容として確認する項目等	有無（○をつける）	項目としてない場合の代替的対応	チェックの観点
	存続条項			契約終了後に存続する条項（第三者が保有する知的財産による紛争対応など）
	譲渡禁止			契約上の地位の譲渡などについて、事前の書面による合意がない場合には認めない等を明らかにすることで、相手方が変更するリスクを防止する。
	準拠法			一般的には日本法による
	管轄裁判所等			一般的には日本国内の裁判所（地方裁判所）

3. モデル契約ひな型

(1) データ等提供契約

① データ提供型契約

1) 農業分野データ提供ガイドラインからの変更点

データ・ノウハウ等の提供契約については、農業分野データ契約ガイドラインの内容を踏まえて、AIの研究開発の特殊性等を勘案して、契約条項を一部変更した形で示している。以下にデータ提供型契約の条項において、本ガイドラインで変更の対象とするものについて示す。

2) データ提供型契約モデル契約ひな型

第1条（定義）

本契約において、次に掲げる語は次の定義による。

- ① 「提供データ等」とは、本契約に基づき、データ提供者がデータ受領者に対して提供するデータ提供者が利用権限を有する情報（ノウハウほか）、データおよび／または画像であって、別紙に詳細に定めるものをいう。
- ② 「本目的」とは、●をいう。
- ③ 「加工等」とは、「提供データ等」を加工、分析、編集、統合等することをいい、「派生データ」とは、「提供データ等」を「加工等」することによって新たに生じたデータまたはデータ群をいう。
- ④ 「本件成果物」とは、本契約の目的達成のためにデータ受領者により生成された成果（プログラム等）のうち、別紙に詳細を定めるものをいう。
- ⑤ 「売上金額」とは、データ受領者が、派生データを第三者に提供することによって、当該第三者からデータ受領者が受領した金額をいう。
- ⑥ 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報、個人データおよび匿名加工情報を総称したものをいう。

第2条（提供データ等の提供方法）

データ提供者は、本契約の期間中、データ受領者に対して提供データ等を、別紙に定める提供方法で提供する。ただし、データ提供者は、データ提供の●日前までにデータ受領者に通知することで、別紙に記載の提供方法を変更することができる。

提供データの中に個人情報等が含まれる場合の代替条項
第2条（提供データ等の提供方法）
1 データ提供者は、本契約の期間中、データ受領者に対して提供データ等を、別紙に定める提供方法で提供する。ただし、データ提供者は、データ提

供の●日前までにデータ受領者に通知することで、別紙に記載の提供方法を変更することができる。

- 2 データ提供者は、個人情報等を含んだ提供データ等をデータ受領者に提供する場合には、事前にその旨および提供される個人情報等の項目をデータ受領者に明示する。
- 3 データ提供者が個人情報等を含んだ提供データ等をデータ受領者に提供する場合には、その生成、取得および提供等について、個人情報保護法に定められた手続を履践していることを保証する。
- 4 データ受領者は、本条第2項にしたがって提供データ等が提供された場合には、個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 データ提供者は、提供データ等の全部または一部を改ざんして、提供データ等をデータ受領者に提供してはならない。なお、「改ざん」とは、事実と異なる改変を加えることをいう。

第3条（提供データ等の利用許諾）

- 1 データ提供者は、データ受領者に対して、提供データ等を本契約の有効期間中、本目的の範囲内で利用することを許諾する。この利用には、本目的のために、提供データ等を加工等することが含まれる。
- 2 データ受領者は、本契約で明示的に規定されるものを除き、提供データ等について開示、内容の訂正、追加または削除を行うことのできる権限を有しない。
- 3 データ受領者は、データ提供者の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で提供データ等を加工等その他の利用をしてはならず、提供データ等および派生データ等、本件成果物を第三者（データ受領者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる。）に開示、提供、漏えいしてはならない。
- 4 提供データ等に関してデータ提供者が創出した知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない）は、データ提供者に帰属する。ただし、提供データ等のうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

公的資金等による研究開発の場合の開示、提供先の制限を行う場合の代替条項（第3項）

第3条（提供データ等の利用許諾）

1～2（略）

- 3 データ提供者およびデータ受領者は、相手方当事者の事前の書面による承諾がない限り、本目的以外の目的で提供データ等を加工等その他の利用をしてはならず、提供データ等、派生データ、および本件成果物を第三者（データ提供者またはデータ受領者が法人である場合、それらの子会社、関連会社も第三者に含まれる。）に開示、提供、漏えいさせてはならない。

本項に従い、開示、提供等先となる第三者については、本研究開発における政策的な目的などの観点から、●●地域内での利活用を行える第三者に限定する。

生データの提供先と、派生データ、本件成果物の提供先について、異なる対応をする場合のの代替条項（3項）

第3条（提供データ等の利用許諾）

1～2（略）

- 3 データ受領者は、データ提供者の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で提供データ等を加工等その他の利用をしてはならず、提供データ等を第三者（データ受領者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる。）に開示、提供、漏えいしてはならない。

ただし、派生データを含む本件成果物については、別途定める第三者に限り、開示、提供できるものとする。

データ提供者に、自らが提供した「提供データ等」の提供中止権および利用停止請求権を認める場合の追加条項（5条～7条）

第3条（提供データ等の利用許諾）

1～4（略）

- 5 データ提供者は、本条第1項に基づく許諾をした後であっても、何らの理由なくして、いつでも、データ受領者に対して提供データ等の削除、消去または利用停止を求めることができる。ただし、この規定は、データ提供者がデータ受領者に対して提供データ等を有償で許諾した場合には適用がない。
- 6 前項にもとづき、データ提供者がデータ受領者に対して提供データ等の削除または消去を求めた場合には、データ受領者に対し、削除または消去の対象となった提供データ等が削除または消去されたことを証する書面の提出を求めることができる。
- 7 データ提供者は、本契約で別段の定めがある場合を除き、データ受領者に対して、派生データおよび派生データ内の提供データ等の削除または利用停

止を求めることはできない。これは本契約が解除された場合でも同様とする。

譲渡型の代替条項（第3条全体）

第3条（提供データ等の譲渡）

データ提供者は、データ受領者に対して、提供データ等に関する一切の権限（当該提供データ等またはデータ群に対して著作物性が認められる場合には、著作権法第27条および同法第28条の権利を含むがこれに限られない。）を譲渡する。

第4条（対価・支払条件）

固定料金の場合の第4条

第4条（対価・支払条件）

- 1 データ受領者は、提供データ等の利用許諾に対する対価として、データ提供者に対し、別紙1の単位あたり月額●円を支払うものとする。
- 2 データ提供者は、毎月月末にデータ受領者が利用している単位数を集計し、その単位数に応じた利用許諾の対価を翌月●日までにデータ受領者に書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）で通知する。
- 3 データ受領者は、本契約期間中、第1項に定める金額に消費税および地方消費税額を加算した金額を、前項の通知を受領した日が属する月の末日までにデータ提供者が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料はデータ受領者の負担とする。

売上の配分の場合の第4条

第4条（対価・支払条件）

- 1 データ受領者は、本契約の有効期間中、各計算期間（4月1日～翌年3月31日とする。）における●●によって生じた売上金額その他データ提供者の指定する事項に関する報告書を作成し、当該計算期間終了後15日以内にデータ提供者に対して提出しなければならない。
- 2 データ受領者は、●●によって生じた売上金額の●%を、提供データ等の利用許諾に対する対価として、第1項に定めた報告書を提出した日の翌月末日までに、データ提供者が指定する銀行口座に振込送金の方法によって支払うものとする。なお、振込手数料はデータ受領者の負担とする。
- 3 データ受領者は、本条第1項の報告書に記載すべき事項に関して適正な帳簿を備えるものとし、これを本契約の有効期間中、保存・保管するものとする。データ提供者またはその代理人は必要に応じて当該帳簿を閲覧および謄写することができる。

4 データ提供者は、前項における帳簿の閲覧および謄写により知り得たデータ受領者の機密事項を第三者に開示・漏えいしてはならない。また、データ提供者は、帳簿の閲覧および検査により知り得たデータ受領者の機密事項を前項以外のいかなる目的・用途にも利用してはならない。

第5条（提供データ等に関する保証および非保証）

- 1 データ提供者は、提供データ等が、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 提供データ等の中に第三者が有していたデータ（以下「第三者提供データ」という。）がある場合には、データ提供者は、当該第三者から第三者提供データを本契約に基づき利用許諾をする権限を付与されていることを、データ受領者に対して表明し保証する。
- 3 データ提供者は、提供データ等の正確性、完全性、安全性（提供データ等がウィルスに感染していないことを含む。）、有効性（本目的への適合性を満たしていることを含む。）、提供データ等が第三者の知的財産権および／またはその他の権利を侵害しないこと、提供データ等が本契約期間中継続してデータ受領者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ提供者は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、提供データ等について一切の保証をしない。
- 4 前項の規定にもかかわらず、以下のいずれかの事由を原因として、データ受領者が損害を被った場合には、データ受領者は、データ提供者に対して損害賠償を請求することができる。
 - ① データ提供者が、提供データ等の全部または一部を改ざんして、データ受領者に提供した場合
 - ② データ提供者が有償で提供データ等をデータ受領者に提供した場合で、提供データ等の正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他提供データ等が第三者の知的財産権および／またはその他の権利を侵害することを故意により告げずまたは重過失により告げないで、提供データ等をデータ受領者に提供した場合

特定の目的での提供において非保証を求める場合の追加条項（第1項～第2項）

第5条（非保証）

1～3 略

4 第1項から第3項までの規定は、データの提供目的が法令等に定めるデータ提供者またはデータ受領者における義務を履行する目的でなされた場合には、これを適用しない。

5 (元の第4項) 略

第6条 (責任の制限等)

- 1 データ提供者は、データ受領者による提供データ等の利用に関連する、または提供データ等のデータ受領者の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権等のデータ受領者による利用に関連する一切の請求、損失、損害または費用（合理的な弁護士費用を含み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない）に関し責任を負わない。
- 2 データ受領者は、提供データ等の利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちにデータ提供者に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任および費用負担において、当該紛争等を解決する。データ提供者は、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとする。
- 3 データ受領者は、前項に定める紛争等に起因または関連してデータ提供者が損害、損失または費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という）を被った場合（ただし、当該紛争等がデータ提供者の帰責事由に基づく場合を除く）、データ提供者に対して、当該損害等を補填する。

対応責任をデータ提供者が原則負う場合の代替条項（第1項～第2項）

第6条 (責任の負担)

- 1 データ受領者による提供データ等の利用（本契約に違反しない態様での利用に限る）に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という）が生じた場合、データ提供者の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連してデータ受領者が損害、損失または費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という）を被った場合、データ提供者は損害等を負担するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、データ受領者は、本契約に違反する態様での提供データ等の利用に起因もしくは関連して生じた紛争等について、データ受領者の費用と責任で解決するものとする。また、当該紛争等に起因または関連してデータ提供者に損害等が発生した場合、データ受領者は当該損害等を負担するものとする。
- 3 略

第7条 （利用状況の報告および監査）

- 1 データ提供者は、データ受領者に対し、データ受領者による提供データ等の利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 2 データ受領者は、データ提供者に対し、データ提供者による派生データ等の利用が本契約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができる。
- 3 データ提供者またはデータ受領者は、第1項または前項に基づく報告が提供データ等または派生データの利用状況を検証するのに十分ではないと判断した場合、●営業日前に相手方に対して書面による事前通知をすることを条件に、1年に1回を限度として、相手方の営業所において、自らおよび／または自らが指定した第三者をして、提供データ等または派生データの利用状況の監査を実施することができるものとする。この場合、監査を実施するデータ提供者またはデータ受領者は、相手方の情報セキュリティに関する規程その他相手方が別途定める規程を遵守するものとする。
- 4 前項による監査の結果、データ受領者またはデータ提供者が本契約に違反して提供データ等または派生データを利用していたことが発覚した場合、データ提供者またはデータ受領者は相手方に対し監査に要した費用を支払うものとする。

第8条 （提供データ等の管理）

- 1 データ受領者は、提供データ等および派生データ、本件成果物を他の情報またはデータと明確に区別し、我が国において一般にデータ保管のために用いられるシステムで通常利用されるのと同種同等（かつ、別紙により営業秘密として定めているものについては、営業秘密としての保護のための要件を満たす水準の）セキュリティおよびバックアップ体制を備えるなど、善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない。
- 2 データ提供者は、提供データ等および派生データ、本件成果物の管理状況について、データ受領者に対していつでも書面による報告を求めることができる。この場合において、提供データ等または派生データの漏えいまたは消失のおそれがあるとデータ提供者が判断した場合、データ提供者は、データ受領者に対して提供データ等および派生データの管理方法・保管方法の是正を求めることができる。
- 3 前項の報告または是正の要求がなされた場合、データ受領者は速やかにこれに応じなければならない。
- 4 提供データ等の漏えい、消失、データ提供者の許諾を得ない第三者提供、目的外利用等、本契約に違反するデータ受領者の提供データ等の利用により、データ提供者に損害が生じた場合、データ受領者はデータ提供者に対して違約金として●円を支払う義務を負う。ただし、データ提供者に生じた損害が上記違約金額を上回る場

合には、データ提供者は実際に生じた損害額を立証することでデータ受領者に対し当該損害額の賠償を請求することができる。

第9条（データ漏えい等の場合の対応及び責任）

- 1 データ受領者は、提供データ等の漏えい、喪失、データ提供者の許諾を得ない第三者提供、目的外利用等、本契約に違反する提供データ等の利用（以下これらを総称して「提供データ等の漏えい等」という。）を発見した場合、または提供データ等の漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ提供者にその旨を通知しなければならない。
- 2 データ受領者は、派生データの漏えいまたは喪失（以下これらを総称して「派生データの漏えい等」という）を発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ提供者にその旨を通知しなければならない。
- 3 データ受領者から派生データを受領したデータ提供者が、派生データの漏えい等が発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちにデータ受領者にその旨を通知しなければならない。
- 4 本条第1項または第2項に該当する場合、データ受領者は、自己の費用と責任において、提供データ等の漏えい等または派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、提供データ等の漏えい等または派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をデータ提供者に報告しなければならない。
- 5 データ提供者が管理する領域で派生データ等の漏えい等が生じた場合または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合には、データ提供者は、自己の費用と責任において、派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をデータ受領者に報告しなければならない。

提供データ等に個人情報が含まれている場合の対応の追加条項（第6項）

- 6 漏えいまたは喪失（以下これらを総称して「漏えい等」という）が発生し、または漏えい等が発生した可能性のある提供データ等または派生データに個人データが含まれている場合には、漏えい等を生じさせたデータ受領者またはデータ提供者は、個人情報保護委員会に対してその旨報告し、その指示に従うものとする。

提供データ等または派生データの利用が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害した場合の追加条項（第7項）

7 データ提供者およびデータ受領者は、相手方に提供したデータに、第三者の知的財産権の対象となるデータが含まれる等、相手方の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかに相手方に対してその旨を通知した上、相手方と協議および協力して、当該第三者の許諾を得ること、または問題とされているデータを除去する措置を講じること等により、相手方が提供を受けたデータの利用権限を行使できるよう努める。

システムへの攻撃等により損害が生じた場合で、帰責性の低いデータ受領者に対して損害賠償義務を負担させない場合の追加条項（第7項）

8 データ提供者は、データ受領者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、その他データ受領者のコントロールの及ばない事象により提供データ等または派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、データ受領者に対していかなる損害賠償をも請求しないものとする。ただし、本条項は、データ漏えい等が発生したシステムを管理するデータ受領者が、漏えい等が発覚したまたは漏えい等が合理的に疑われる提供データ等および／または派生データを管理するシステムに関し、我が国において、それと同種同等のシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備えていたこと（なお、データ受領者が、自らが管理するシステムの全部または一部の運営・管理を第三者に委託していた場合や第三者のサービスを利用していた場合には、当該第三者に対する適切な監督を行っていたことを含む。）を立証した場合に限り、適用されるものとする。

派生データについてはデータ提供者（漁業関係者等）側もデータ受領者より提供を受ける可能性がある場合

9 データ受領者は、データ提供者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、その他データ提供者のコントロールの及ばない事象により派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、データ提供者に対していかなる損害賠償も請求しないものとする。

第10条（秘密保持義務）

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、本契約を通じて知り得た、相手方（以下「開示者」という。）が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、提供データ等および派生データは本条における「秘密情報」には含まれない。）を、厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者（以下「被開示者」という。）は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたりないものとする。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
- 4 本条に基づく義務は、本契約が終了した後も●年間存続する。

データ提供者から、提供データ等に「秘密」と明示されて提供された場合の代替条項（第1項）

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、本契約を通じて知り得た、相手方（以下「開示者」という。）が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。提供データ等および派生データは、原則として秘密情報に該当しないものとするが、データ提供者から提供当時に秘密情報であることが明示されて提供された提供データ等は、秘密情報とする。）を、厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場

合、または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者（以下「被開示者」という。）は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。

第11条（派生データ等の取扱）

生成した知的財産を共有とする場合の条項（第11条）

第11条（派生データの取扱）

- 1 データ提供者およびデータ受領者は、本目的のために自ら派生データ等（本件成果物含む）を利用することができる。
この利用の中には、本目的のために、派生データを加工等することが含まれる。
- 2 前項の場合、データ提供者およびデータ受領者は、相手方当事者の事前の書面による承諾がない限り、派生データを第三者（データ提供者またはデータ受領者が法人である場合、それらの子会社、関連会社も第三者に含まれる。）に開示、提供、漏えいさせてはならない。
- 3 データ提供者が、派生データの利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。
データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された派生データを提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。
- 4 提供データ等または派生データの利用に基づき生じた知的財産権は、本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、データ提供者とデータ受領者の共有とする。ただし本件成果物で示した以外の著作権については、受領者の帰属とする。
この場合において、当該知的財産権の創出に出願作業が必要な場合には、データ提供者とデータ受領者が共同で当該出願作業を行うか、相手方当事者の同意を得て、一方の当事者が単独で行うものとする。
- 5 本契約で別段の規定がある場合または当事者間で別途合意をした結果、派生データの利用権限をデータ受領者のみに帰属させる場合には、派生データの利用に基づき生じた知的財産権は、データ受領者のみに帰属する。
- 6 前2項の規定は、提供データ等または派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する場合には、適用がないものとする。

- 7 データ受領者が、派生データを利用して行った事業またはサービスによって売上げを得たときは、受領データが得た売上金額の●%をデータ提供者に対して支払う。その支払条件については、データ提供者とデータ受領者が協議の上決定する。
- 8 データ受領者は、派生データの正確性、完全性、安全性（派生データ等がウィルスに感染していないことを含む。）、有効性（本目的への適合性を満たしていることを含む。）、派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、派生データが本契約期間中継続してデータ提供者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ受領者は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、派生データ等について一切の保証をしない。
- 9 前項の規定は、以下のいずれかの場合には適用がないものとする。
- ① データ受領者が、派生データ等の全部または一部を改ざんして、データ提供者に提供した場合
 - ② データ受領者が有償で派生データ等をデータ提供者に提供した場合で、派生データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、または派生データが第三者の知的財産権および／またはその他の権利を侵害することを故意により告げずまたは重過失により告げないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合
 - ③ データ受領者が、派生データ等をデータ提供者に対して提供する権限がないことを知りながらまたはこれを重過失により知らないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合
- 10 データ受領者が、第13条第1項から第4項のいずれかに基づき本契約を解除した場合には、データ提供者は、データ受領者の求めにより、派生データの利用を停止し、かつデータ受領者より提供を受けた派生データを削除または消去しなければならない。
- 11 派生データ等の漏えい、消失、データ提供者の許諾を得ない第三者提供、目的外利用等、本契約に違反するデータ受領者の派生データ等の利用により、データ提供者に損害が生じた場合、データ受領者はデータ提供者に対して違約金として●円を支払う義務を負う。ただし、データ提供者に生じた損害が上記違約金額を上回る場合には、データ提供者は実際に生じた損害額を立証することでデータ受領者に対し当該損害額の賠償を請求することができる。

派生データの利用権限をデータ受領者のみに保持させる場合

第11条（派生データの取扱）

- 1 本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、派生データの利用権限は、データ受領者のみが有する。
- 2 データ受領者は、データ提供者に対し、本契約期間中、[有償／無償で]当該派生データを本目的の範囲で利用することを許諾する。この場合、データ提供者は、本契約で明示的に規定されるものを除き、データ受領者の事前の書面による承諾なくして、派生データの内容の訂正、追加、削除し、加工等し、第三者に開示、提供する権限を有しない。
- 3 データ提供者が、派生データの利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された派生データを提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。
- 4 派生データの利用に基づき生じた知的財産権は、データ受領者のみに帰属する。
- 5 前各項の規定にもかかわらず、当事者間で別途書面による合意をすることにより、派生データの利用に基づき生じた知的財産権を、データ提供者とデータ受領者の共有とすることができる。
- 6 前2項の規定は、提供データ等または派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する場合には、適用がないものとする。
- 7 データ受領者が、派生データを利用して行った事業またはサービスによって売上げを得たときは、受領データが得た売上金額の●%をデータ提供者に対して支払う。その支払条件については、データ提供者とデータ受領者が協議の上決定する。
- 8 データ受領者は、派生データの正確性、完全性、安全性（派生データ等がウイルスに感染していないことを含む。）、有効性（本目的への適合性を満たしていることを含む。）、派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと、派生データが本契約期間中継続してデータ提供者に提供されることをいずれも保証しない。また、データ受領者は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、派生データ等について一切の保証をしない。
- 9 前項の規定は、以下のいずれかの場合には適用がないものとする。
 - ① データ受領者が、派生データ等の全部または一部を改ざんして、データ提供者に提供した場合
 - ② データ受領者が有償で派生データ等をデータ提供者に提供した場合で、派生データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、また

は派生データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害することを故意により告げずまたは重過失により告げないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合

- ③ データ受領者が、派生データ等をデータ提供者に対して提供する権限がないことを知りながらまたはこれを重過失により知らないで、派生データ等をデータ提供者に提供した場合

- 10 データ受領者が、第13条第1項から第4項のいずれかに基づき本契約を解除した場合には、データ提供者は、データ受領者の求めにより、派生データの利用を停止し、かつデータ受領者より提供を受けた派生データを削除または消去しなければならない。

生成した知的財産をデータ受領者の帰属とする場合の代替条項（第4項）

- 4 提供データ等または派生データの利用に基づき生じた知的財産権は、本契約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、データ受領者に帰属するものとする。

国の事業等で提供先が国内の第三者に限定する場合の追加条項

- 2 前項の場合、データ提供者およびデータ受領者は、相手方当事者の事前の書面による承諾がない限り、派生データ等を第三者（データ提供者またはデータ受領者が法人である場合、それらの子会社、関連会社も第三者に含まれる。）に開示、提供、漏えいさせてはならない。

本項に従い、開示、提供等先となる第三者については、本研究開発における政策的な目的などの観点から、●●地域内での利活用を行える第三者に限定する。

第12条（有効期間）

本契約の有効期間は、本締結日から●年間とする。ただし、本契約の有効期間満了の●ヶ月前までにデータ提供者またはデータ受領者から相手方に対して書面による契約終了の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに●年間継続するものとし、以降も同様とする。

第13条（契約の解除）

- 1 本契約のいずれか一方の当事者（以下「本件当事者」という。）は、本契約の他方当事者（以下「相手方」という。）に以下のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何ら催告なくして、本契約を解除することができる。
 - ① 本契約の一に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反が是正されなかった場合
 - ② 破産、民事再生、特別清算、会社更生手続の開始が申立てられ、あるいはこれに類する手続が申立てられた場合。ただし、これらの申立が債権者によりなされた場合には、裁判所がその手続開始決定をした場合（特別清算の場合には手続開始命令をした場合）とする。
- 2 本件当事者は、自らが、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを相手方に表明保証する。本件当事者は、相手方が反社会的勢力に該当し、または以下の各号の一にでも該当することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 本件当事者は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて本件当事者の信用を棄損し、または当本件事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 データ提供者は、データ受領者が提供データ等または派生データの漏えいまたは喪失をした場合には、何ら催告なくして、本契約を解約することができる。
- 5 本件当事者は、本契約に別途定める場合のほか、相手方との間で書面による合意をすることにより、本契約を解約することができる。
- 6 第3条第5項ただし書の規定にもかかわらず、本条第1項から第4項のいずれかに基づき本契約が解除された場合には、データ受領者は、データ提供者の求めに従

い、自らのシステムから、提供データ等の全部または一部を削除しなければならない。ただし、この規定は、派生データ内の提供データ等に対しては適用がないものとする。第3条第6項は、本項の場合にも準用する。

- 7 本条第1項から第3項各号のいずれかを理由として本契約を解除した本件当事者は、本条第1項から第3項各号に該当する相手方に対して、本契約違反または解除に基づいて被った損害の賠償を請求することができる。本条第4項を理由として本契約を解除したデータ提供者の損害賠償請求権の行使は、第9条第8項に規定したとおりとする。

第14条（不可抗力免責）

- 1 本契約の契約期間中において、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、法令の制定改廃その他データ提供者およびデータ受領者の責に帰することができない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、データ提供者およびデータ受領者は責任を負わない。
- 2 前項の規定にもかかわらず、第9条第8項ただし書に基づきデータ受領者に対する免責が認められない場合には、その限りで、前項の適用は排除されるものとする。

第15条（契約の地位の譲渡）

データ提供者またはデータ受領者は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができない。ただし、以下の場合にはこの限りではない。

- ① データ提供者またはデータ受領者が第三者と合併する場合など、その地位が第三者に包括的に承継される場合
- ② データ提供者またはデータ受領者が、本契約上のまたは本契約に基づく権利義務を親会社、子会社または関連会社に譲渡する場合

第16条（通知）

- 1 データ提供者およびデータ受領者は1名以上の主任担当者を指定し、その主任担当者の氏名、電話番号および／または電子メールアドレスを相手方に対して通知をするものとする。個人データ管理責任者を設置することとした場合には、データ受領者の主任担当者は、個人データ管理責任者を兼ねるものとする。データ提供者およびデータ受領者は、自らの主任担当者を変更する場合には、事前にその旨および新しい主任担当者の氏名、電話番号および／または電子メールアドレスを相手方に通知するものとする。
- 2 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が、相手方に対して通知が必要な場合には、相手方から別途書面で指定を受けた場合を除き、データ提供者またはデータ受領者の主任担当者から相手方の主任担当者の電子メールアドレス宛に電子

メールを送付することにより通知すれば足りるものとする。ただし、本契約の解除通知は、書面により行うものとする。

- 3 本契約に基づきデータ提供者またはデータ受領者が相手方に対して同意または許諾を求める必要があるときにも、別途両当事者で合意がある場合を除き、データ受領者またはデータ提供者の主任担当者から相手方の主任担当者に対して、電子メールまたは書面で同意または許諾を求めるものとする。

第17条（存続条項）

本契約に特段の規定がない限り、本契約終了後も、第3条第4項および第7項（提供データ等の利用許諾）、第4条第4項（対価・支払条件）、第5条第2項（提供データ等の非保証）、第6条（責任の制限等）、第9条（データ漏えい等の場合の対応及び責任）、第11条（派生データ等の取扱）、第13条第6項および第7項（解除）、第14条（不可抗力免責）、本条、第18条（完全条項）、第19条（準拠法）、第20条（紛争解決）の各規定は有効に存続する。

第18条（完全条項）

本契約は、提供データ等および派生データのデータ受領者またはデータ提供者に対する提供、利用およびそれに伴う責任範囲に関するデータ提供者およびデータ受領者間の完全なる合意を意味し、本契約成立以前になされたこれに関する協議および合意のすべてにとって代わられるものとする。

第19条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

第20条（紛争解決）

- 1 本契約に関し、データ提供者およびデータ受領者の間で意見または認識の食い違いその他の紛争が発生した場合には、データ提供者およびデータ受領者は、相手方の主任担当者に通知した上で、誠実に協議し、その解決に務めるものとする。
- 2 前項の規定にもかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、データ提供者とデータ受領者は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

仲裁の場合の代替条項（第2項）
2 前項の規定にもかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、データ提供者とデータ受領者は、この契約からもしくはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争もしくは意見の相違を、日本商事仲裁協会の商事仲裁手続きにしたがって、日本国東京都を仲裁地

として、仲裁により最終的に解決することに合意する。仲裁人は3名とし、仲裁言語は日本語とする。

別紙 提供データ等の詳細（第 1 条、第 2 条関係）

1. 提供データ等の詳細（第 1 条、第 2 条関係）

提供対象となるデータ等	データ等の種類	数値、テキスト、画像等、ノウハウの別について記載
	主なデータ項目	提供するデータに含まれる主なデータ項目等を記載（画像、ノウハウの場合には概要）
	データの期間	○年○月○日～○年○月○日
	提供方法	媒体、ネットワーク経由などを記載
	知的財産権の有無	著作権、特許権等
	営業秘密管理の有無	

※複数種類の提供データ等がある場合には、それぞれについて上記の内容を記載する。

2. 本件成果物（第 1 条第 1 項第 5 号関係）

本データ等提供契約に基づいて、データ受領者により生成することが予定される本件成果物（プログラム等）は以下の通り。

成果物種類	成果物の概要	成果物の形式
成果物の種類（～プログラム等）を記載する	成果物の概要を記載する	成果物の形式（プログラム、テキスト等）を記載する。

別紙 1 対価の取決め

データの種類	支払方式	支払単価
	従量課金方式／固定料金方式など支払方式を記載する	支払う際の単価等を記載する。 （月額●●円、●●円／●●件、 売り上げの●●%、等）

